

デモクラシーを支えるもの

福家 佑亮

1. はじめに

今日、デモクラシーほど、普遍的かつ絶対的な重要性を与えられている制度やシステムは存在しない。デモクラシーが、唯一正統な政治制度としての地位を確立したことは、「なぜデモクラシーなのか」という問いが、参加や熟議、闘技といったデモクラシー間で繰り広げられる「どういったデモクラシーか」という問いに比べ、近年に至るまで、比較的注目を集めてこなかったという事情からも推し量ることができる。

しかし、こうした状況は変わりつつある。世界各地で、ポピュリズムと権威主義体制が興隆し、民主的な価値観が脅かされつつある。理論的にも、デモクラシーを退け、投票権の不平等な分配を容認する「知者の支配 (the rule of the knowledgeable)」の擁護可能性が議論されるなど、これまで絶対的な地位をほしいままにしてきたデモクラシーが、理論と実践の両面で脅かされつつある。

こうした「民主政の危機」とも呼べる状況下で、改めて「なぜデモクラシーなのか」という問いに立ち戻ることの重要性が増している。デモクラシーを擁護するにせよ批判するにせよ、デモクラシーを巡る論戦が、擦れ違いや根拠なき規範の衝突で終わらないようにするためにも、デモクラシーを基礎づける価値についてその正体を明らかにすることが、有益な営みになることは間違いないだろう。以上が「なぜデモクラシーなのか」という問いに取り組む理由である。

しかし、あらゆる価値を比較考量したうえで、デモクラシーが最も優れた

政治制度である、などという主張を行うつもりは毛頭ない。そうした主張のためには、(1) デモクラシーだけが持ちうる価値、(2) デモクラシーと他の政治制度が持ちうる価値、(3) 他の政治制度のみが持ちうる価値、を総合的に勘案する必要がある、こうした作業は本稿の手に余るものである。したがって、考察の対象を限定せざるを得ない。

こうした事情を受けて、以下の本稿の考察は、(1) デモクラシーだけが持ちうる価値の探求に限定する。しかし、(1) の考察は、デモクラシーを支持する総合的な理由の解明に資することはもとより、我々がデモクラシーを特別視する理由の一端を明らかにしてくれる点でも、重要である。本稿は、このデモクラシーだけが持ちうる価値を「デモクラシーを支えるもの」と呼びたい。以下の考究は、デモクラシーを支えるものを探し求める試みである。

さて、本稿は、デモクラシーを支えるものの探求を通じて、以下の2つの目的の達成を目指す。1 つは、既に述べたようにデモクラシーの基礎的価値を明らかにすることである。本稿はこの目的を、これまで提案されてきたデモクラシーを支える主要な価値や理論を逐一検討する作業を通じて遂行する。その結果として、市民間の対等な関係性の樹立を平等の眼目と見る社会的平等が、デモクラシーの基礎的価値として有力であることが明らかとなるだろう。

そしてもう1つの目的が、社会的平等に依拠してデモクラシーを支持する者は、政治的意志決定をくじ引きで行うロトクラシー (lottocracy) を支持する理由を持つという主張を、説得的に論じることだ。本稿の議論が正しければ、一見馬鹿げているように見えるくじ引きによる意志決定が、デモクラシーの有力な対抗構想であることが明らかになるだろう。

最後に、本稿の構成は以下の通りである。まず2節から4節にかけて、議論の前提となるような概念的区別や概念間の関係について整理を行う。続く5節から10節にかけて、デモクラシーを支える価値について、検討を行う。

5 節では自由に関連する価値、6 節では不同意や平等な尊敬、7 節ではクリスティアノーの公共的平等、8 節ではエストランドの適格受容可能性について論じる。そして、5 節から 8 節まで取り上げられる理由や価値は、デモクラシーを支えるものではないと結論づける。続く 9 節で、デモクラシーを支えるものとして現在最も有望視されている社会的平等を取り上げる。9 節では、社会的平等がデモクラシーだけではなくロトクラシーも正当化する価値であることを明らかにする。最後の 10 節では、道具主義的な観点からデモクラシーのロトクラシーに対する優位を説く議論の妥当性を検討し、代表制ロトクラシーの可能性を提示することで、ロトクラシーがデモクラシーの有力な対抗構想であることを示す。

2. デモクラシー、エピストクラシー、ロトクラシー

2.1 デモクラシーの定義

本節では、本稿が考察の対象とするデモクラシーについて、有権者が持つ影響力 (influence) に着目した定義を提示する。同時に、エピストクラシー (epistocracy) とロトクラシーについても、影響力に着目して定義を行い、またその様々な形態についても整理を行う。

こうした定義問題に取り組みねばならない理由は 2 つ存在する。1 つ目の理由は、デモクラシーという言葉が多様な文脈と様々な意味で使用されているという事実に関わる。今日では、国家以外の文脈、たとえば、企業や職場、地域社会でも民主的な意志決定システムが導入されている。また、単に形式的な制度上の手続きを指すだけではなく、組織内の気風やある人の態度を肯定的に形容する言葉として、民主的という言葉が用いられることも珍しくない。以上のような、文脈と意味の多様性を考慮すると、議論の混乱を回避しその射程を明らかにするためにも、ここで考察対象となるデモクラシーがかなり限定的なものであることを明確にする必要があるだろう。

2 つの目の理由は、デモクラシーの正当化の成否を常にデモクラシーの対抗構想との比較を通じて論じるという本稿の目論見に関わる。以下で詳しく述べるように、エピストクラシーとロトクラシーは、投票権の平等を否定するが、言論や政治的活動の自由などの他の条件を否定するものではない。デモクラシーを否定するエピストクラシーやロトクラシーは言論や政治的活動の自由も否定する政治体制だという誤解を防ぎ、デモクラシーと他の政治体制を公平に評価するためにも、デモクラシーのこういった特徴が問題となっているかを明示する必要があるだろう。

本稿が対象とするのは、国家の集合的意志決定方法としてのデモクラシーである。それでは、デモクラシーと呼ばれる政治体制は、どのような特徴を持つのか。ここで、本稿が主題とするデモクラシーの特徴を明らかにするため、厚いデモクラシーの定義を採用するクリスティアーノの議論を参照したい。クリスティアーノは、「政治社会の集合的決定に平等な者として参加する権利」を「デモクラシーへの権利」と呼び、以下の3つの条件を満たした社会が「デモクラシーへの権利」を保障する社会であると主張する。3つの条件の概略を述べると、(1) 平等な投票権と被選挙権、(2) 言論・結社の自由に保障された政治・政党活動の自由、(3) 法の支配に従った統治と、司法による行政権の抑制、である (Christiano [2011] 146)。

以下で述べる理由により、本稿が念頭におく民主的な意志決定方法の特徴は、クリスティアーノの定義と異なり、(1) の条件のみに限定される。まず、一般的に言って、法の支配や行政権の抑制は、権力の掣肘や分立構造に関わる問題であって、権力の構成方法に関わるデモクラシーとは異質の要素である。こうした条件をデモクラシーの条件の中に含めることは不適當だろう。となれば、残るのは(1)と(2)の条件である。(2)の政治的自由についてだが、こうした条件が、政治体制がデモクラシーと呼ばれるための必要条件であることは否定できないだろう。しかし、すぐ下記で述べるように、エピ

ストクラシーとロトクラシーは、(2) を否定するものではない。したがって、民主主義的な意志決定に固有の特徴とは、(1) 投票権と被選挙権の平等に限定されることとなる。以下では、政治的自由と法の支配などが保障されている体制下で、いかなる集合的意志決定方法を採用すべきかが問題となる。

さて、他の政治体制との比較のため、投票権の平等を影響力の平等に定式化しなおした以下の定義を、デモクラシーの規約的定義として採用することにしたい。

デモクラシー (democracy) :

最終的な政治的意志決定、あるいは、最終的な政治的意志決定を行う代表者の選出に対する正の影響力の機会¹を、政治共同体の構成員²に対して、平等に分配する政治体制³。

「最終的な政治的意志決定」は直接民主主義を、「最終的な政治的意志決定を行う代表者の選出」は代表制民主主義を念頭においている。ここで単なる影響力の平等ではなく、正の影響力と定義しているのは、後のロトクラシーとの違いを明瞭にするためである。この定義から、国民投票、あるいは、立法府の議員の選出のために、政治共同体の構成員に平等な投票権を保障する体制がデモクラシーとなる。この投票権の平等の定義は、不正確な部分があり、また影響力の内容について次節で補足を行うが、さしあたってはこの定義で充分である⁴。

¹ 正の影響力の機会とあるのは、実際に投票を行って影響力を行使するかどうかは、各人の自由に任されているからである。

² ここでの政治共同体の構成員とは、国籍や年齢などの基準から投票権を付与された人々のことを指すものとする。デモクラシー下での資格基準とエピストクラシーの能力基準の関係性については難しい問題だが、ここではこれ以上扱うことができない。

³ コロドニーの定義を参考にした (Kolodny[2014a] 197-198)。

⁴ この定義は以下の3点で不十分である。1つ目は、フォーマルな影響力への機会の平等とインフォーマルなそれを区別していない点である。以下では、フォーマルな影響力への

2.2 エピストクラシーの定義と分類

デモクラシーが、宗教、性別、人種、能力の差異にかかわらず、平等な投票権を付与するのに対して、それとは対照的に、能力に応じて不平等な投票権の付与を認めるのがエピストクラシーである (Brennan [2016] 14)。

エピストクラシー (epistocracy) :

最終的な政治的意志決定、あるいは、最終的な政治的意志決定を行う代表者の選出に対する正の影響力の機会を、政治共同体の構成員の能力に応じて、不平等に分配する政治体制。

エピストクラシーの典型は、プラトンが『国家』で提唱した哲人支配や、ミルが『代議制統治論』で提案した複数投票制 (plural voting) である。こうした西洋政治思想史上の伝統に加えて、近年では、有権者の政治的無知や不合理性に関する知見を援用し、政治権力の執行条件に関する「能力原理 (competency principle)」に基づきエピストクラシーを擁護するジェイソン・ブレナンをはじめとして、複数の論者によってその正当化可能性が擁護されるなど、エピストクラシーは近年注目を集めつつある主張である⁵。

知者の支配を掲げるエピストクラシーがエリート主義 (elitism) に与していることは間違いない。不幸にも、知者は特定の特権階級から独占的に供給されるべきであるという、エピストクラシーとは区別されるべき主張がエピ

平等に限定して議論を進めていきたい。しかし、2つ目の点として、このフォーマルな影響力への機会の平等という定義も正確ではない。なぜなら、フォーマルな影響力への機会の平等には、参政権の他に、言論や結社の自由も含まれるからである (Kolodny[2014a] 197-198)。よって、より正確に表現すると、フォーマルな影響力への機会の平等の中でも、とりわけ参政権の平等を保障するのが、我々が以下で論じるデモクラシーの定義となる。最後に、影響力の中身は正確には寄与的な影響力と理解されねばならない。この点については次節で詳しく説明する。

⁵ Brennan [2016] López-Guerra [2014] Mulligan [2017]。

ストクラシーのそれと混同され、エピストクラシーが身分制の肯定と同一視される傾向があるのは事実である⁶。しかし、現在、精力的に主張されているエピストクラシーの主張は、より謙抑的なものであることに注意しなければならない。つまり、エピストクラシーは能力に応じて投票権を分配せよと命じるが、こうした能力を所有するのはごく一部のエリートに限定されるという主張や、投票権以外も含めたあらゆる権利が能力に応じて分配されるべきであるとする全面的なエリート主義を、エピストクラシーは必ずしも含意しないということだ。エピストクラシーに関する誤解を防ぐためにも3点ほど敷衍したい⁷。

1 つ目は、デモクラシーとエピストクラシーの違いは投票権の平等に関する論点に限定されており、エピストクラシーがデモクラシーの下で認められている他の諸権利や自由を否定する必要はないという点だ (Brennan [2016] 208)。先のクリスティアーノの「デモクラシーへの権利」の3条件の内、否定されるのは(1)のみであって、(2)(3)に関してエピストクラシーが否定的な評価を下す必要はないのである。また、エピストクラシーの下でも、「多数者の専制」ならぬ「知者の専制」を防ぐため、法の支配や立憲主義、議会システムなどの諸制度は、(後述するエピストクラシーを支える規範的主張である道具主義と両立する限りで)そのまま温存されることになるだろう。

2 つ目は、確かに、エピストクラシーは投票権を持たない、あるいは他の人々よりも少ない投票権しか持たない有権者が存在することを認めるが、投票権を持つ一握りの知者とそれに追従する衆愚のようなイメージは、エピス

⁶ 一例として、ダールは、エピストクラシーとプラトンの守護者階級による支配を重ね合わせ、傑出した政治的な知識と能力に恵まれた極めて少数の人々による支配を強調するため、エピストクラシーを守護者政 (guardianship) と呼んだが (Dahl [1989] 57)、こうした見方は必ずしも支配的なものではない。

⁷ エピストクラシーの形態には、ある能力上の閾値を超えたものだけに投票権を付与するものから、ミルの複数投票制のように、有権者全員に1票の権利を保障したうえで、特定の教育歴と職務歴を持つ者にはさらに追加で投票権を付与するもの、更には投票権ではなく拒否権 (veto) を付与するものなど、様々な形態があり得る (Brennan [2016] 210-220)。

トクラシーの理解として必ずしも正確ではないということだ。こうした理解が生まれるのは、エピストクラシーが、プラトンの哲人支配のような、能力の閾値の基準が極めて高く設定された極端なエピストクラシー (**extreme epistocracy**) と同一視されているからだ。しかし、投票権が付与されるための能力の閾値がそのように高く設定される必然性はない。

基本的にエピストクラシーは、政治制度は、望ましい帰結を生み出す場合に正当化されると考える道具主義によって擁護される。したがって、能力の閾値の設定は、それが優れた帰結を生み出すかどうかに依存することになる。たとえば、特定の民族に対する排外主義や差別意識が強いと何らかの方法で診断された 5%の集団を全有権者の内から排除した 95%の集団の方が、排外主義者たちを含めた有権者全員による決定よりも、優れた決定を生み出す傾向性が高いと判明したとしよう。この場合、そうした全有権者の内の 95%によって構成される集団による統治が、一種のエピストクラシーとして正当化されることになる。こうした、ごく一部分の有権者しか排除しない穏健なエピストクラシー (**mild epistocracy**) の可能性を考慮すると、エピストクラシーが、常にごく限られた集団に不平等な投票権の分配を行うという非難は必ずしも妥当ではない (Brennan [2016] 182) 。

3 つ目は、知者の選別方法にも様々な手法が存在するという点だ。これまでのエピストクラシーの提案の多くが、既に巷間に存在する知者を何らかの手段を用いて選別しようとしてきたことは事実である。しかし、こうした選出型 (**selective**) のエピストクラシーが、8 節で論じる人口統計に基づく批判 (**demographic objection**) をはじめとした、様々な問題を抱えることは想像に難くない。だが、こうした選出型のエピストクラシーに対して、あらかじめ存在する知者を選別するのではなく、一部の集団をある方法で選別し、その集団に対して、十分な情報や、熟議の機会を与えることで、人為的に知者の集団を創出するという方法が存在する。こうした育成型 (**breeding**) のエピス

トクラシーの一例が、クラウディオ・ロペス・ゲラによる「くじ引きによる参政権の付与 (Enfranchisement lottery)」である。ロペス・ゲラは、政治的に有能な有権者集団を創出する方法として、次の2段階の手順を提案する。第1段階目は、元の集団の多様性を保存するような仕方で、無作為抽選を用いて有権者の選別を行う排除段階であり、第2段階目は選出された集団に対して、政治的決定に関する十全な情報を提供することを中心とした能力増強を施す段階である (López-Guerra [2014] 24-28)。8節で詳述するように、選出型のエピストクラシーに当てはまる批判を回避可能な育成型のエピストクラシーが存在するという事実は、エピストクラシーの排除可能性に関して重要な論点となることに注意すべきである⁸。

2.3 ロトクラシーの定義と分類

最後に、本稿がデモクラシーと競合する構想として着目するのが、政治的決定にくじ引きを用いるロトクラシーである。ロトクラシーは、エピストクラシーと異なり、実際に古代ギリシャより政治的意志決定方法として使用されてきた歴史を持つ。現代でも、カナダのブリティッシュ・コロンビアにおいて、無作為抽選で選ばれた市民が起草した選挙制度改革案が住民投票にかけられるなど、くじ引きと政治的決定は決して無縁ではない。本稿では、政治的決定にくじ引きを利用するロトクラシーを、デモクラシーの退けるべき対抗構想の1つとして取り上げたい。

政治的決定にくじ引きを導入すること、これが最も広いロトクラシーの定義である。しかし、この定義では、デモクラシーと両立可能なロトクラシーもその中に含まれてしまう。デモクラシーとロトクラシーを対置し比較する

⁸ 育成型のエピストクラシーは後述するロトクラシーの特徴も併せ持つので、分類が難しい。政治的共同体の構成員の中から、特権的に投票権を認められた有権者集団を作り出すことに主眼が置かれているので (López-Guerra [2014] 26-27)、ここではエピストクラシーに分類して議論を進める。その定義は9.3で与えられる。

という目論見のために、(1) くじ引きで何を分配するのか、(2) くじ引きと有権者の影響力の関係性、に着目してロトクラシーの簡単な整理を行い、本稿の考察の主題となるロトクラシーについて明確にしよう。

(1) くじ引きで何を分配するのか。くじ引きで何が分配されるのかという観点から、ロトクラシーを整理すると、法案拒否権を持つが単独での立法権を持たない助言機関の構成員を選ぶものから (Zakaras [2010] 457)、単独で立法を行う抽選制議会の提案 (Guerro [2014] 154-163)、有権者の投票の中からランダムで代表者を選出するものまで (Saunders [2010] 151-152)、ロトクラシーにも様々な構想が存在することが分かる。ここで注意すべきは、くじ引きで分配される対象によっては、デモクラシーとロトクラシーは必ずしも対立するものではないということだ。選挙制議院と抽選制議院の二院政構想の可能性に端的に示されている通り、選挙とくじ引きを用いてそれぞれ別の役職を分配するとき、1つの政治体制の下で、デモクラシーとロトクラシーは共存し得る。しかし、デモクラシーの対抗構想としての役回り上、ここではデモクラシーとは両立不可能な形態のロトクラシーに限定して論じていく。具体的に念頭にあるのは、多数決に基づく選挙を廃止して、議員の選出や政策の決定をくじ引きで行うロトクラシーである⁹。

(2) くじ引きと有権者の影響力の関係性。議員や政策をくじ引きで決定するロトクラシーは、くじ引きと有権者の影響力との間の関係性に応じて、様々な分類が可能である。ロトクラシーの概念整理は、それ自体として興味深い探求だが、ここでは、(後に論じるように) デモクラシーとも関連が深い以下の特徴を持つロトクラシーに焦点を当てたい。

⁹ 本稿では、ロトクラシーをデモクラシーとは異なる政治体制と定義して議論を進めるが、実はこの主張は論争的である。なぜなら、ロトクラシーこそが、デモクラシーの価値をよく実現する政治体制であり、ロトクラシーと対立するのは、デモクラシーではなく、多数決主義をとる選挙デモクラシーであると主張する、ロトクラシー支持者も存在するからである (Saunders[2010])。この主張の是非を決するためには、ロトクラシー自体の概念整理を行う必要があるのだが、あくまでもデモクラシーの正当化を主題とする本稿では扱うことができない。

ロトクラシー (lottocracy) :

最終的な政治的意志決定、あるいは、最終的な政治的意志決定を行う代表者の選出に対する零の影響力を、政治共同体の構成員に対して、平等に分配する政治体制。

集合的決定に対する零の影響力を平等に分配するとはどういうことか説明しよう。民主主義論ではロトクラシーをコイントスになぞらえる表現に出くわすが (Viehoff [2011] 257) (Viehoff [2014] 375)、2つの政策の内どちらを選択するのか、その決定をコイントスに委ねるのも、こうしたロトクラシーの一種である。しかし、コイントスという表現を過度に強調することは、10節で論じるように、ロトクラシーへの誤解と繋がるので、ここでは、別の一例として代表制での議員の選出を考えてみよう。

多数決を採用しているデモクラシーでは、有権者は候補者に票を投じることで、わずかであるが選挙結果に対して影響を与えることができる。これと対照的に、ロトクラシーでは、候補者の選択に有権者が影響力を及ぼさないようにする形でくじ引きが使用される。たとえば、A、B、C、の3人の候補者が存在するとして、仮に、選挙が行われていたのならば、この候補者たちはそれぞれ60万票と40万票、20万票を獲得していたとしよう。多数決の下では、Aが選出されるのに対して、ロトクラシーの下では、A、B、C、の候補からくじ引きで、すなわちランダムに当選者を選ぶこととなるので、全員が同じ確率で選出されることとなる¹⁰。このように、ロトクラシーは、有権者が候補者に対してどのような選好を持っているかに関係なく、候補者の中か

¹⁰ 被候補者のプールをどう決定するかに関しては、デモクラシー下で通常、被選挙権を与えられる成人全てを対象とするのか、それとも志願制か、それとも何らかの他の手段を用いた選抜を行うのかといった問題があるが、さしあたっては、被選挙権を持つ全員を対象にしていると理解されたい。この点に限らず、ロトクラシーを実施するにあたっての実務上の考慮事項に関しては Mueller et al [1984] 61-66 を参照。

ら無差別に抽選を行うので、候補者の選択に有権者が影響力を及ぼすことができない。こうした、全員に零の影響しか付与しない政治的意志決定方法をロトクラシーと呼ぼう。ロトクラシーには、コイントスによって政策決定するような直接制ロトクラシーだけでなく、立法府の議員を政治共同体の構成員からくじ引きで選出するような代表制ロトクラシーが含まれることに注意しよう。この区別は後の 10 節でも重要となる。

ここまでの定義に照らし合わせて、デモクラシーの正当化という目的を正確に述べなすと次のようになるだろう。エピストクラシーのように不平等でも、ロトクラシーのように零でもなく、平等に正の影響力の機会を付与するデモクラシーを支えるものは何か。これが以下で本稿が取り組む問いである。

3. 影響力と一致

3.1 決定的な影響力と寄与的な影響力

前節では、影響力 (influence) の観点から、デモクラシーとエピストクラシー、そしてロトクラシーについて定義を与えた。3 節では、影響力の内容についてさらに決定的 (decisive) と寄与的 (contributory) の区別を行い、デモクラシーの下で有権者が行う投票は、選挙結果に寄与する力を持つが、決定する力はほとんど持たないことを確認する¹¹。有権者が選挙結果に影響力を持つかどうかとは独立の問題として、選挙結果と有権者の選好や願望の間に一致 (correspondence) が生じているかどうかという問題があり、この影響力と一致は区別して論じる必要があることも確認する¹²。

それではまず、決定的な影響力と寄与的な影響力について区別したい。あ

¹¹ ここでは詳しく扱うことはできないが、投票力 (voting power) をどういう条件設定の下、どう計測するのかという問題については Beitz [2018] 336-341 を参照。

¹² 本節で取り扱う、決定的と寄与的の腑分け、影響力と一致の区別は Kolodny [2014a] 199-200 に負う。

る事象 c が、ある事象 e に対して決定的な影響力をもつのは、事象 c が起こらなければ、事象 e が起こらなかった場合である (Goldman [1999] 204)。投票と政治的結果の関係に当てはめると、ある有権者の投票が選挙結果に対して決定的な影響力を持つのは、その有権者が投票しなければ選挙結果が変わっていた場合である¹³。しかし、投票行動研究で周知のとおり、この意味で投票が決定的な影響力を持つ可能性は極めて小さい (Lomasky and Brennan [1993] 55-61)。たとえば、候補者が 2 人の選挙で総投票数が 20 万 1 票であったとき、個人の有権者が決定的な影響力を持つのは、その有権者が勝利した候補者 A に投票しており、しかも候補者 A が 10 万 1 票を獲得して、10 万票を獲得した対立候補 B に勝利していた場合に限られる。なぜなら、それ以外の場合、個人の投票にかかわらず、候補者 A が勝利していた結果は変わらないからである (10 万 2 票と 9 万 9999 票の 3 票差であった場合は、候補者 A に投票した 1 人の有権者が B に投票したとしても、10 万 1 票対 10 万票となり依然として候補者 A が勝利することとなる)。現実には起こりえないこの状況が示すように、選挙結果が多数の有権者の投票によって多重決定されているという構造的問題により、有権者が投票によって政治的結果に決定的な影響力を及ぼす確率は極めて小さいのである。

しかし、個人の有権者が、選挙結果に決定的な影響力を及ぼす可能性が殆ど存在しないことは、選挙結果に全く何の影響も与えないことを意味しない。有権者の影響力を捉える考え方の 1 つとして提案されているのは、投票を大きさと向きを持った一種のベクトルと見なすものだ (Goldman[1999] 210)。たとえば、綱引きを考えてみよう。綱引きの綱の挙動は、ある一方方向に綱を引っ張る力と、それとは反対方向に綱を引っ張る力の合成によって決まる。そして、それぞれの方向へ引っ張る力は、綱引きに参加している個人の力の

¹³ ここでは、ある有権者の行動が他の有権者の投票行動に影響を与えたかどうかは無視し、有権者がそれぞれ独立に候補者に投票を行うと想定する。

寄与によって決まる。投票する個人もこうした綱引きに参加する個人と類比的に考えることができる。候補者 A への投票は、候補者 A の当選に向けた寄与である。一方で、候補者 B への投票は、候補者 A の当選とは反対の方向、つまり落選へ向けた寄与である。個人の投票は、選挙結果を決定することは稀であるとしても、結果に対して何らかの寄与を行うとは考えることができる (Goldman [1999] 210-211)。

3.2 一致と影響力の区別

この決定と寄与という影響力と政治的結果の間に成立する関係とは別の関係として、市民の選好や願望と政治的結果の間に成立する関係である一致 (correspondence) が存在する (Kolodny [2014a] 199)。たとえば、中小企業を経営するある有権者が、景気後退局面につき、中小企業向けの税制上の優遇措置を望んでいるとしよう。一致が生じるかどうかは、この有権者が望むように、政府が中小企業向けの税制措置を行うかどうかで決まる。

だが、ここで注意しなければならないのは、一致がデモクラシーを通じて生じる必要はないし、反対に、デモクラシー下で一致が生じるかどうかは偶然的な要素に依存するということだ。前者から説明しよう。先の中小企業の経営者の例に戻れば、彼/彼女は、中小企業への対策を打ち出す候補に投票するなどの民主的な経路を通じて、自分の望みである中小企業への景気対策の実現に寄与したかもしれない。しかし、景気浮揚策は必ずしもデモクラシーの特権ではない。被治者の窮乏を明敏に察知して対策を講じる独裁者や、経済政策に通暁した有権者に追加で投票権を付与するエピストラシーでも、こうした政策を実現することは十分に可能である。つまり、確かに願望や選好が実現することは、それ自体として望ましいことかもしれないが、願望や選好の実現がデモクラシーを通じて行われる必然性は全く存在しないのである。しばしば指摘されるように、投票権の平等という意味でのデモクラシー

を正当化する際に重要なのは、政治的結果が、選好や願望を実現することそのものではなく、政治的結果が、選好や願望に関する有権者の判断や発言を尊重することなのである (Estlund [2008] 76-78) (Saunders [2012] 316-317)。

一致がデモクラシーを通じて行われる必要はないが、デモクラシー下で一致が生じるかどうか、実際に選好や願望がどのように有権者間で分布しているのか、という偶然的な要素に依存している。たとえば、担当地区の教科書を決定する権限がある、A、B、Cの3人で運営される委員会を考えてみよう (Beitz [1989] 8-11)。この委員会の意志決定は、3人の多数決で決定される点で民主的である。だが、A、Bが保守的な傾向を持っているためほとんど全ての決定で保守的な傾向を持つ教科書が採択され、革新的な傾向をもつCの意見が採用されないでしょう。この場合、委員会の決定がCの願望や選好と一致するケースはほとんど存在しないようになり、Cは一種の「恒常的少数派 (persistent minority)」の地位に追い込まれることとなる。一方で、デモクラシー以外の政治体制の方が、一致の問題を上手く扱うことができる可能性がある。たとえば、順番に選好や願望が満たされることを命じる公平な裁定者としての独裁者や、あるいはA、B、Cの間でのくじ引きの方が、恒常的少数派を生み出さない形で一致の問題を解決できるかもしれないのである。

このように、影響力による分類 (デモクラシー・エピストクラシー・ロトクラシー) と一致の問題は、評価の次元が異なる問いであり、両者を混同しないように注意しよう。たとえば、投票権の平等を認めるデモクラシーの方が、エピストクラシーよりも市民の利益に平等に配慮していると主張される時、問題となるのが一致の問題であるのならば、そうした主張は概念的には決着をつけることができず、実際に2つの体制がどれほど公平に市民の利益を満たす蓋然性が高いのかという経験的な問いに帰着することになる。

さて、以上の作業を経て、本稿が対峙すべき問題がより明確になった。本稿はデモクラシーを「最終的な政治的意志決定、あるいは、最終的な政治的

意志決定を行う代表者の選出に対する正の影響力の機会を、政治共同体の構成員に対して、平等に分配する政治体制」と定義した。デモクラシーの規範的重要性を明らかにする作業は、まず、実際にデモクラシーが市民の利益や選好を実現するかという一致の問題とは区別されるべきである。そして、デモクラシーの下で、有権者が持つ影響力の内実に関しても注意が必要である。一人一人の投票は、政治的結果を左右するような決定的な力ではない。それは、政治的結果に対する極めて脆弱な寄与に過ぎない。このような些末な影響力の平等を守るのがなぜ重要であるのか、その規範的価値を明らかにするのが以下の本稿の課題となる。

4. 政治権力の正当化における道具主義と非道具主義

強制力を備えた民主的決定手続きはいかなる理由から正当化されるのか。この問いを中心問題とするデモクラシーの正当化に関する議論は、英米圏の政治哲学を中心にして近年急速に研究が進展しつつある。研究の蓄積に応じて擁護される立場も複雑化してきているが、デモクラシーの正当化に関する主張は大別して道具主義 (instrumentalism) と非道具主義 (non-instrumentalism)、2つの立場に分類することが可能である¹⁴。

デモクラシーの道具主義的正当化は、民主的道具主義 (democratic instrumentalism)¹⁵とも呼ばれ、様々な政治体制の中でもデモクラシーが最も望ましい帰結を生み出すことを根拠として、デモクラシーが正当化されると

¹⁴ このほかに、両立主義と呼ばれる立場が存在し、たとえば、Anderson [2009]の立場などがそれに該当する。また、9節と10節で詳しく検討する、コロドニーやヴィーホフも両立主義者である。道具主義・非道具主義・両立主義の分類に基づいた、デモクラシー論の検討については既に優れた邦語文献 (小林 [2019]) があるのでそちらも参照されたい。

¹⁵ 実際には、民主的道具主義を支持する者の幾人かは、より強い条件を主張する純粋道具主義 (pure instrumentalism) に分類される。純粋道具主義は、デモクラシーの正当化には道具主義的考慮が必要十分条件を構成すると考え、非道具主義的な考慮の余地を認めない立場である。この純粋道具主義者の主張が我々の考察に持つ重要性に関しては、9節で言及する。

主張する立場である¹⁶。より厳密に定式化すれば、以下の政治的決定手続きの道具主義とデモクラシーに関する経験的主張から導出されるのが、デモクラシーの道具主義的正当化である（Arneson [2009] 197）。

P1 政治的決定手続きの道具主義：

ある政治的決定手続きが正当化されるのは、他の候補となる政治的決定手続きと比較して、それが優れた帰結¹⁷を生み出す場合である。

P2 デモクラシーに関する経験的主張：

デモクラシーは、他の決定手続きと比較して、最も優れた帰結を生み出す政治的決定手続きである。

∴ デモクラシーの道具主義的正当化：

ゆえに、デモクラシーは政治的決定手続きとして正当化される。

しかし、民主的道具主義は、一定程度の支持を集める一方で、政治的決定が生み出す帰結の良さを投票権の平等に優先させることで、政治的平等を掘り崩す可能性を警戒されてきた主張でもある（Saffon and Urbinati [2013] 446）。というのも、民主的道具主義は、以下のように、政治的不平等を正当化する議論へと容易に転化しうるからだ。

P1 政治的決定手続きの道具主義：

ある政治的決定手続きが正当化されるのは、他の候補となる政治的決定

¹⁶ Arneson [1993] Arneson [2003] Arneson [2009] Landemore [2012] Wall [2007]。

¹⁷ 帰結は、政治的決定によって策定された法や政策が基本的人権の保護や正義構想の実現に貢献するなどの直接的なものに限定されない。民主的な制度の存在が市民的徳性の涵養を促す、あるいは、政治体制への忠誠心を生み出すことで制度の安定性を増す、といった効果も帰結の中には含まれている。

手続きと比較して、それが優れた帰結を生み出す場合である。

Q2 エピストクラシーに関する経験的主張：

エピストクラシーは、他の決定手続きと比較して、最も優れた帰結を生み出す政治的決定手続きである。

∴ エピストクラシーの道具主義的正当化：

ゆえに、エピストクラシーは政治的決定手続きとして正当化される。

もちろん、道具主義的観点から、デモクラシーとエピストクラシーの優劣を決するためには、P2 と Q2 の主張を経験的に検証する必要がある。だが、経験的研究を含む道具主義の検討は本稿の手に余る。加えて、非道具主義的な正当化が見つかりさえすれば、経験的主張に関係なく、それがデモクラシーを支えるものになりうるので、さしあたって、非道具主義の検討に集中するのが賢明であるだろう。以下では、デモクラシーの投票権の平等を支える非道具主義的な理由の検討に移ろう。

5. 同意、コントロール可能性、集合的自己決定

5.1 同意論

デモクラシーを支える非道具主義的な理由の候補にはどのようなものが存在するだろうか。1 つの有力な候補は、自由に関連する価値だろう。たとえば、デモクラシーが、「人民主権」や「自由で平等な存在による共同体」と語られる時、集合的自己決定や自由はデモクラシーと深いつながりがあると考えられている。本節では、広い意味で被治者の自由や自己決定に関連する価値から、デモクラシーの価値を説明しようとする諸理論の検討を行う。以下の検討から、自由に関連する価値は、デモクラシーだけを特別に正当化する

ものではないということが明らかとなるだろう。

まずは、同意論から始めよう。同意論は、(a) 現実的で明示的な同意、(b) 現実的で暗黙的な同意、(c) 仮設的な同意、に分類することができる。順に検討していこう。

(a) 現実的で明示的な同意。明示的な同意から暗黙的なそれを区別する基準には様々なものがあるが、ここではさしあたって、明示的な同意とは、「一定の社会的文脈で、その行為の主要な目的が同意であるような行為」（強調原文）であり、暗黙的な同意とは「その行為の主要な目的は同意ではないが、一定の社会的文脈において同意と見なされるような行為である」という定義を採用する（瀧川 [2017] 112）（Simmons [2001] 166）。この定義に従えば、自らの意志で他国の国籍を取得し当該国家の国民になることを誓う帰化申請などが、国家が課す義務に対する明示的な同意の典型例となる。しかし、通常国家の庇護の下で暮らす市民の大多数は、その国家の政治体制がデモクラシーであろうかどうかにかかわらず、このような明示的な義務の引き受けを表明していないのだから、明示的同意論は国家権力の正当化に失敗することとなる。加えて、明示的同意論からは、現実的で明示的な同意を市民から獲得さえすれば、エピストクラシーやロトクラシーであっても、正当化されてしまう。したがって、明示的同意は、デモクラシーに固有の正当化ではない。

(b) 現実的で暗黙的な同意。これまで暗黙的な同意の印の候補と見なされてきたのは、主に「居住」と「投票」である（瀧川 [2017] 115）。そしてシモンズが指摘するように、自身が生まれ育った共同体から退出することは、慣れ親しんだ住居や家族、友人関係を手放すことと等しく、移住者に著しい負担を課すこととなり、国外への移住は現実的な選択肢たりえない。こうした事情を勘案すると、居住の事実のみをもって、居住地域を支配する政治権力が正当化されると考えることは難しい（Simmons [1981] 99）。加えて、居住の事実が仮に政治権力の正当化として有効であるとしても、居住の事実はエピ

ストクラシーやロトクラシーの下でも妥当する理由として機能するから、デモクラシーのみが居住によって正当化されると考えることは不可能だろう。

より見込みがありそうなのは、投票からの正当化論である。しかし、投票からの正当化論も問題含みである。投票からの正当化論は、投票行為を暗黙的な同意の表明と見なす立場である。つまり、それは実際に投票場へ赴き、票を投じるという行為が、政治権力への暗黙的な同意とみなされるという主張である。しかし、デモクラシー下ではそもそも投票行為を行わない棄権者も多く存在しており、投票行為を暗黙的な同意と見なす立場では、彼らに対してなぜ政治権力を執行することが認められるのかが説明できない（瀧川 [2017] 121-122）。

ここで、投票行為を暗黙的な同意と見なす論者は、自説を改定し、以下のように主張するかもしれない。つまり、投票するかどうかではなく、投票権を付与され、しかもそうしたデモクラシーからの退出を望んでいないという事実が重要なのであり、投票権の付与と居住の事実をもって暗黙的な同意の表明とみなすべきであると。しかし、その場合でも、投票からの正当化論は問題含みである。なぜなら、ある種のエピストクラシーも、不平等ではあるが、全員に投票権を付与するからである。投票からの正当化論では、ミルが提案するような全員に1票を保障したうえで、能力に応じて票数を加算する複数投票制を採用するエピストクラシーにも正当性を認めざるを得ない。そのため、こうした正当化論は、デモクラシーを支える理由を探求する本稿が受け入れられるようなものではないのである。

(c) 仮設的な同意。現実同意ではなく仮設的な同意からデモクラシーを擁護することは可能だろうか。仮設的な同意論からの正当化には2つの大きな問題がある。1つは、仮設的な同意論では、契約に臨む当事者と当事者たちが置かれた環境の設定次第で、デモクラシー以外の政治体制を正当化することも可能であるという問題だ（Kolodny [2014a] 205）。たとえば、契約の当事者たち

に関して、政治制度の評価は、その帰結のみによって評価されるべきであるという、道具主義的な動機付けが設定されている環境では、経験的な情報次第で、エピストクラシーが正当化されることになるだろう。

2 つ目は、仮設的同意による正当化は、現在我々が行っている作業に依存するものであるという問題だ。たとえば、上記の道具主義的な契約環境の設定に対して、当事者たちの動機付けには、単に帰結を考慮するだけではなく自己決定への関心を組み込むべきであり、この自己決定の価値からデモクラシーが擁護されうる、という批判が行われるかもしれない。しかし、なぜ自己決定の価値からデモクラシーが正当化されるのかは明らかではない。この自己決定の価値からデモクラシーの価値を導くためには、自己決定という言葉で意味されている内容を確定し、デモクラシー下で分配される寄与的な影響力がそうした自己決定の名に値するものなのか、検討する必要がある。まさにそうした作業は現在我々が行っている、ないしはこれから行うものであり、仮設的同意論の成否は、そうした作業の成否に依存しているのである。したがって、仮設的同意論そのものは、デモクラシーの価値を明らかにしてくれるものではないのである¹⁸。

5.2 コントロール可能性

広い意味で自由に関連するような、デモクラシーを支える価値として、しばしば持ち出されるのが、つい先ほども言及した自己決定やコントロール可

¹⁸ 仮設的同意論の装置を用いたデモクラシーの擁護を展開している論者の1人が、チャールズ・ベイツである。ベイツの議論の特徴は2つある。1つは、人種差別に基づいた選挙権の剥奪など、不正な政治的手続きの典型例に対する反省を通じて再構成された統制的関心 (regulative interests) を、契約の当事者の動機づけとして設定する点である。2つ目は、3つの統制的関心を通じて、そこから投票権の平等という意味でのデモクラシーのみならず、立憲主義的制約や基本的な諸権利の保障、選挙資金規正などの制度編成を含んだ、広い意味で民主的と呼ばれる諸制度を契約論的に正当化しようとする点である。ベイツの議論で、平等な投票権の正当化として機能する統制的関心は、承認 (recognition) への関心であるが、だが、なぜ承認への関心が平等な投票権を正当化するのか、なぜトクラシーではこの関心を満たすことができないのか、ベイツの契約論的な議論では十分な説明が行われているとは言い難い (Beitz [1989] 107-117)。

能性だ。デモクラシーの強制性を、こうした自己決定やコントロール可能性に関連付けて理解する論者の1人が、フィリップ・ペティットである。ペティットの見解は、国家の振るう強制力が国家と市民の間に「支配（domination）」関係を生まないようにする条件としてデモクラシーに着目する点で（Pettit [2012] 130-153）、本稿のようなデモクラシーの正当化を主眼とする問いとは、問題構成が異なったものではある。しかし、他の政治体制とデモクラシーが区別される根拠を市民によるコントロール可能性に見出している点で、ペティットの議論は、一種のデモクラシー正当化論として読むことも可能だ。

それでは、デモクラシーと自己決定やコントロールの関係を明らかにするため、まず干渉とコントロールの関係から説明しよう¹⁹。ペティットの基本的な発想は、他者による恣意的な干渉は道徳的に不正であるが、自己がコントロール可能な他者の干渉は恣意性を持たないため、道徳的に不正な干渉ではないという点にある（Pettit [2012] 50）。この干渉と自己コントロールの関係を説明するために、ペティットが挙げるのが、酒量を抑えるために酒瓶が入った棚の鍵を友人に預ける例だ。私は、最初こそ節酒の目標のために自ら進んで、酒棚の鍵を友人に預けるかもしれないが、次第にアルコールの魔力に勝てず、友人に鍵を返すよう要求する。ここで友人は最初決めた期日——24時間後——が過ぎるまで鍵を返さないと私の要求を突っぱねたとしよう。この友人の行為は、私の酒を飲むという選択肢を阻害しているという意味で、間違いなく私の行為への干渉であるのだが、道徳的に不正なそれではないだろう。なぜなら、友人の干渉は、干渉するか干渉しないか私が決めることができたという意味でコントロール可能性があり、その意味で他者の意志によ

¹⁹ ここで扱うペティットのコントロール可能性に関する議論は、『人民の契約について（On the people's terms）』の中の議論に基づいている。干渉が恣意的であるかの条件が、『共和主義（Republicanism）』における被干渉者の利益を反映したものであるかどうかという基準から（Pettit [1997] 52-58）、『人民の契約について』ではコントロール可能性に変化していることに注意されたい。

る恣意的な干渉ではないからだ (Pettit [2012] 152)。ペティットは、自分の意志で結果を決定することができるという意味でのコントロール可能性があれば (Pettit [2012] 153-156)、他者の干渉は恣意的なものではなくなるという理解の下で、こうしたコントロール可能性を市民個人に与える制度としてデモクラシーを擁護するのである (Pettit [2012] 166-170) ²⁰。

しかし、贅言を費やすまでもなく、デモクラシーの正当化根拠を、個人の自己決定やコントロール可能性に求める議論は誤りである。デモクラシーが集合的決定に対して個人に保障する影響力は、先の整理を用いれば、決定的な影響力ではなく、寄与的な影響力であり、しかもそれは極めて弱々しいものでしかない。確かに、デモクラシーが付与する影響力が決定的なものであれば、自己決定論からの正当化は正しい。だが、デモクラシーが保障する影響力を決定的な影響力と比定するのは、端的に誤りである。したがって、自己決定論からの正当化論もデモクラシーの正当化に失敗していると結論せざるを得ない。

しかし、デモクラシーが保障する自己決定やコントロールを個人のレベルで理解する必要は必ずしも存在しない。実際、デモクラシーが自己決定の価値と結び付けられるとき、念頭におかれているのが、個人ではなく集団レベルでの自己決定であることも珍しくない (Altman and Wellman [2009] 16-18)。集合的自己決定の価値からデモクラシーを擁護することは可能だろうか。

5.3 集合的自己決定

デモクラシーと集合的自己決定の関係には、集団的行為主体性の問題が関

²⁰ このペティットの主張のまとめはやや不正確である。というのも、ペティットもデモクラシーの投票権が彼の考えるコントロール可能性からかけ離れていることを理解しており、デモクラシーの下で個人の市民が持つ影響力は本稿が既に指摘したような、寄与的な影響力しかないことを認めるからである。しかし、寄与的な影響力と決定的なその区別を認識しているにもかかわらず、ペティットには、なぜコントロール可能性ではなく、寄与的な影響力が干渉の恣意性を消滅させるのか、説明が存在しないのである (Sharon [2016] 138-141)。

わるため、ここでは詳しく扱うことができない。しかし、ここでは、集合的
自己決定が、本稿が探すようなデモクラシーを支える価値とは考えられない
理由を2つ指摘したい。

集合的自己決定は、暗黙的同意の一種である投票からの正当化と同じ過ち
を犯しているのではないかという疑念が、1つ目の理由である。既に指摘し
た通り、投票行為に着目する投票からの正当化論は、投票を行わない者の処
遇に頭を悩ますこととなる。集団的自己決定も、棄権票を投じるものがなぜ
集団の決定に参加していると言えるのか、説明する必要があるように思われ
る。そして、1つの有力な説明は、投票行為ではなく、投票権の付与自体を
集合的自己決定への参加と見なすというものだが、こうした説明が、複数投
票制のエピストクラシーを正当化してしまうことも既に指摘した通りである。

2つ目の理由は、デモクラシーに限らず、エピストクラシーやロトクラシ
ーであっても、集合的自己決定の価値に訴えかけることが可能であると思わ
れるからだ。ここで包括的な集合的自己決定に関する理論を提示することは
本稿の手に余るが、1つの有望な理論として、アンナ・スティルツによる集
合的自己決定論を紹介し、なぜデモクラシー以外の体制であっても集合的自
己決定を援用することができるのかを示したい。

まずスティルツ²¹は、集合的自己決定の内実を明らかにするにあたって、
個人の自律 (autonomy) から出発する。ここで、自律とは、単なる教化や習
慣化の産物ではなく、適切な熟慮を経て獲得された価値観や判断に導かれて
行為することを意味する (Stilz [2019] 104-105)。この自律に基づいて人生を
送ることの私的領域 (信仰や職業の選択、あるいはパートナーとどのような
人生を送るかなど) における重要性は広く認識されているものの、スティル
ツによれば、政治的文脈においても自律が重要な価値となることが正しく理

²¹ スティルツ自身は、集合的自己決定がデモクラシーを通じて行われる必要がないと論
じているだけで、エピストクラシーやロトクラシーでも集合的自己決定が可能であることを積極的に擁護しているわけではない。

解されているとは言い難い。しかし、私的領域における他者からの干渉と異なり、国家による干渉の背後には暴力の発動が控えており、しかも国家権力は包括的でそれから逃れるすべが存在しないことを考えると、国家の存在が自律にとって脅威であることは明白である。自律の価値を信奉する者は、国家の存在が自律にとって異質な (alien) 存在であることを認めつつ、国家の決定に自身の反省的な価値観や判断が反映されるように努めることで、自律に対する国家の脅威を軽減しようと努めるはずだ (Stilz [2019] 104)。

しかしここで問題が生じる。国家による個別の決定が、個人の価値観や判断と逐一一致する事態などありそうにない。そこでスティルツが着目するのが、個人の価値観や判断と、個別の決定や政策の関係ではなく、個人間に共有された価値観や判断と、個々の決定や政策を生み出す政治制度の関係である。つまり、どの様な仕方で政治制度を運営して欲しいのかに関する共有意志 (shared will) と、実際の政治制度の間に一致 (correspondence)²²が存在すれば、強制的な政治制度の下でも個人は自律を享受できるとスティルツは主張するのである (Stilz [2019] 107-111)²³。このスティルツの説明が正しいとすると、なぜ、エピストクラシーやロトクラシーでも、集合的自己決定が可能であるか明確になる。ひとたび、人民の間で、エピストクラシーやロトクラシーに従って政治制度が運営されてほしいという共有意志が形成されたのならば、そうした共有意志に従って政治制度を樹立することで、集合的自己決定が可能になるからである。

しかし、以上の議論に対しては、共有意志の形成条件に関連して、以下のような批判が提起されるかもしれない。エピストクラシーやロトクラシー下

²² ここでスティルツは、我々と同じく、コロドニーの影響と一致の分類に依拠しつつ議論を進めているため、3節で分類した意味で、一致という言葉が彼女が使っていると解釈して問題ないだろう。

²³ 一致が生じる条件としては、さらに、(1) 共有意志が操作や強制を免れた熟慮の過程を経て形成されたものであること、(2) 一致の発生に因果的に影響を及ぼす経路が被治者側に残されていること、(3) 共有意志は被治者全員に共有される必要がないこと、という付帯条件がある (Stilz [2019] 109-110)。

においては、投票権が不平等である、または存在しないことによって、人民の間で共有意志を形成することが不可能になるのではないか。スティルツも、共有意志の形成の前提条件として、言論や結社の自由などの広範な保障を挙げ、政治権力の承認が市民間での自由な熟議に基づくという意味で、広い意味でのデモクラシーを、共有意志は前提とすることを認める。しかし、続けて、こうした広い意味でのデモクラシーは、投票権の平等という意味での狭い意味でのデモクラシーとは区別されるべきと指摘するのである（Stilz [2019] 127-131）。そして、本稿の立場も、エピストクラシーやロトクラシーは狭い意味でのデモクラシーを否定するものの、広い意味でのデモクラシーを否定するものではないから、スティルツの主張が正しければ、エピストクラシーやロトクラシーでも、依然として共有意志の形成は可能なのである。もちろん、スティルツの議論の検討は別途必要とされるが、エピストクラシーやロトクラシーでも、集合的自己決定が可能な理由の一つは提示できたように思われる。

6. 不同意、平等な尊敬

デモクラシーの価値を自由のみに求める議論は失敗することが最初から明らかであった。投票が政治的決定に対して持つ影響は殆ど無視できる程微弱なものでしかない。そのようなわずかな影響力を自己決定の名の下に擁護するのは土台無理な話である。それでは、どのような価値にデモクラシーを支える寄る辺を求めるべきか。1つの有力な候補は、平等の価値であるだろう。しかし、ここでは、そうした平等に関連付けてデモクラシーを擁護する議論を検討する前に、以後の議論の前提ともなる不同意の事実からデモクラシーの擁護を目指す議論について検討していく。

かつてジョン・ロールズは、正義が問題となる背景的条件として、客観的状况——資源の穏やかな希少性——と主観的状况——善の構想をはじめとし

た利害の多様性——を合わせて、「正義の状況 (the circumstances of justice)」と呼んだ (Rawls [1999] 109-112 : 邦訳 170-174 頁)。しかし、ジェレミー・ウォルドロン¹の診断では、我々が生きる多元的世界の正確な描写として、善の構想の多様性のみを挙げるだけでは不十分である。現在の政治的状況では、善の構想のみならず、他ならぬ正義そのものが徹底的な多元性に晒されている。社会的な協働の必要性が認識されているにもかかわらず、協働を導く価値や正義について不同意が存在する状況を、「正義の状況」に倣い、ウォルドロンは、「政治の状況 (the circumstance of politics)」と呼ぶ (Waldron [1999] 101-102, 105-106)。

不同意および多元性の事実は、以下で検討していく諸理論でも、理論的考察の出発点となる背景的状况として位置づけられている。もっとも、あらゆる正義や道徳的価値についての議論が論争的で不同意の対象となり得るという事実だけから、デモクラシーが正当化可能だと考えるのは早計である。クリスティアーノ²が指摘するように、デモクラシーをそうした広範な不同意の事実に基礎づけようとする見解には、なぜデモクラシーだけが不同意の対象から特権的に免除されることとなるのか、その説明が必要となる。しかし、不同意のみを強調する理論には、それを説明することができる理論資源が存在しないのである (Christiano [2000] 519-522)。

ウォルドロンも、不同意の事実そのものではなく、不同意の下で要請される、各人の正義についての信念 (beliefs) への尊敬から、デモクラシーの正当化を試みる (Waldron [1999] 111)。しかし、このウォルドロンの主張も、以下の2つの点で問題含みだ。

1つ目は、ウォルドロンに限らず、一般に「X への平等な尊敬」から、デモクラシーの擁護を試みる議論が抱える問題であるが、なぜ「X への平等な尊敬」からデモクラシーが導出されるのか、その関係性が不明瞭であることだ。ベイツ³が指摘するように、「等しく自律的な存在者に対する尊敬」「配慮と尊

重に値する」といった原理が、こういった制度的な含意を持つのかは開かれた問いであり (Beitz [1989] 6)、「X への平等な尊敬」と投票権の平等の間の径庭を埋めるためには、それ以外の規範的原理や経験的主張が必要となるだろう。ここで生じる問題は、我々が仮設的同意論を検討した際に表れた問題とよく似ている。たとえば、「自律的な存在に対する平等な尊敬」からデモクラシーを擁護するとしよう。しかし、なぜ政治的結果に対して極めて弱い影響力しか持たない投票権を付与することが、各人の自律への適切な態度であるのか。そもそも、ここでの自律とは、5 節で論じた、コントロールや自己決定のことであるのか、それとももっと弱い意味での自己決定能力を指すのか。自律が指す内容を確定し、そうした自律がデモクラシーの下で可能であるかどうかを検討するのが、我々のここでの作業であるはずだ。やはり、仮設的同意論と同様、「X への平等な尊敬」も、それ自体ではデモクラシーを支える理由を明らかにしてくれるものではないように思われるのである。

2 つ目の問題点は、ウォルドロン自身が認めるように、各人の正義についての信念への尊敬が、デモクラシー以外の政治体制を正当化する可能性を否定できないことだ。市民の間で知力や意欲に関して差が存在するにもかかわらず、その格差を無視して全員に同じ投票権を付与することは、ある種の公平性に反している²⁴。ミルの提案する複数投票制のような、優れた判断の持ち主に他の人々より多くの票数を付与する制度の方が、市民たちの能力や信念に対して、適切な形の配慮や尊敬を表明しているという主張がなされても不思議ではないだろう²⁵ (Waldron [1999] 114-116)。

以上の議論とは異なる角度から不同意に着目する議論として、民主的な意

²⁴ 類似の指摘として Wall [2007] 434-435 も参照。

²⁵ 最終的にウォルドロンは、政治の状況下では、能力差のような論争的主張を正当化するのは困難として、極めて薄い内容しか持たない平等な尊敬の概念からデモクラシーが正当化されると主張する。だが、本節の冒頭でも言及したように、この極めて薄い平等な尊敬の概念が、なぜ特権的に不合意を免れることができるのか、その説明は存在しない (もっとも、ウォルドロン本人も、この主張が証明可能なものなのか疑わしいと認めているが) (Waldron [1999] 115-116)。

志決定手続きを、「妥協としての公正 (fairness as a compromise)」と特徴づけ、擁護する議論をピーター・シンガーが示唆している。

シンガーの議論の特徴は、ある一定の時間軸の幅で考えた時、デモクラシーは一種の「不公平の公平な分配 (fair distribution of unfairness)」を実現している点にある (Singer [1973] 43)。もう一度、教科書の採択に関して、A、B、C の 3 人で運営される委員会を考えてみよう。A は保守的な、B は中道、C は革新的な傾向を持つとしよう。今回の決定に関しては、A の希望するような結果となり、B、C は不満を抱くかもしれない。しかし、次は B の希望が通り、A と C が不満を、その次は C の希望が……という形で、個々の決定には不満もあるが、長期的に見れば、特定の立場が冷遇されているという事実はない。デモクラシーは、こうした不公平さを満遍なく市民に分配する点で「公正な妥協 (a fair compromise)」であり、民主的な決定には、他の政治的意志決定制度にはない、従うべき理由が存在するとシンガーは示唆している (Singer [1973] 30-41)。

しかし、既に影響力と一致の区別を手にしてしている我々にとって、このシンガーの擁護論も、デモクラシーを支えるものではないことがわかる。1 つ目の問題点として、シンガーも認めるように (Singer [1973] 43-45)、デモクラシー下であっても恒常的少数派が存在し得るので、特定の立場が継続的に冷遇を受ける危険性はデモクラシーにおいても消えていない。2 つ目の問題点として、そもそも、この問題は、政治的決定と市民の願望や選好の一致の問題であるので、デモクラシーのみを特権的に正当化するものではない。エピストラシーやロトクラシーであっても、長期的に見て、不公平の公平な分配を実現できる可能性は存在する²⁶。したがって、不同意の下での「公正な妥協」としてデモクラシーを擁護するシンガーの議論も、デモクラシーを支え

²⁶ もちろん、経験的事実を狩猟して、デモクラシーの方が、他の政治体制より、はるかに一致に至る蓋然性が高いと主張することは可能であるが、道具主義の領分に属するこの主張の是非を本稿で検討することはできない。

る理由にはなりえない。

以上の議論は、正義や道徳的価値などについての論争的な話題を避けて、不同意や妥協だけからデモクラシーを正当化する議論が上手くいかないことを示唆している。不同意の事実と自由や平等などの論争的な価値、両者を上手く調和させることが、デモクラシーの正当化には必要になると思われる。次節では、こうした複雑なデモクラシー擁護論を展開する論者として、トマス・クリスティアーノを検討の対象としたい。クリスティアーノによれば、デモクラシーの擁護で重要となるのは、不同意や多元主義の事実が、あらゆるデモクラシーの基礎づけを破壊しないように配慮しつつも（Christiano [2000] 540-541）、より深層の原理（deeper principle）を用いて、デモクラシーの擁護に資する形で、不同意や多元主義の事実を位置づけ直すことである（Christiano [2000] 523）。

7. 公共的平等

7.1 クリスティアーノの議論の全体像

7 節と 8 節では、正義や道徳的な価値について語る余地を認めながらも、不同意や受容可能性といった条件と組み合わせることで、デモクラシーを擁護しようとする議論の検討を行う。本節では、我々の認知的制約から要請される公共的平等（public equality）の観点から、デモクラシーが正当化されると主張するクリスティアーノの議論を検討していこう。

クリスティアーノは、前節のウォルドロンの議論を批判する文脈で、不同意の事実それ自体はデモクラシーを基礎づける基盤にはなりえず、むしろその過度の強調はデモクラシーの正当化根拠を掘り崩してしまうと指摘する。必要とされるのは不同意に適切な位置づけを与えるより深層の原理であるとクリスティアーノは主張するが、彼の議論でその深い原理の役割を与えられるのが利益の平等な促進原理（the principle of equal advancement of interests）

である。利益の平等な促進原理とは、異なる取り扱いを正当化する理由が存在しない限り、各人の利益を平等に促進することを内容とする「等しきものを等しく」という形式的な正義の原理の一種である。たとえば、A が 10 時間の労働で 10 万円の報酬を得たとしよう。この時、異なる取り扱いを正当化する理由が存在しないにもかかわらず、同じく 10 時間の労働をした B に 10 万円の報酬が支払われていないのなら、それは利益の平等な促進原理に反しているということになる。本節で、平等や正義という言葉が使われる時、断りがない限りはこの利益の平等な促進原理を意味している。

ここで、この利益の平等な促進原理自体は、デモクラシーを必要としない点に注意しよう。直近の例に戻れば、利益の平等な促進を実現するためには、B が 10 万円を獲得すればよいだけで、どの程度の報酬が認められるか、あるいは、そもそも報酬を獲得すべきかどうか民主的な決定手続きが介入する必要はないのである。

では、利益の平等な促進原理からどうやってデモクラシーを正当化するのか。ここで、クリスティアーノの議論で中核的な役割を果たすのが公知性（publicity）条件である。クリスティアーノの議論の勘所は、不同意をはじめとした諸々の背景的条件（background conditions）に起因する理由から、社会正義の文脈において、実際に利益の平等な促進原理が満たされたかという事実は、社会正義の達成には不十分であるという点にある。つまり、社会正義の文脈では、単に正義が執行されるのではなく、正義が見える形で執行されなければならない（Christiano [2008] 46）。そして、単に正義を執行するだけならデモクラシーは必要ないが、正義を目に見える形で執行する手段として、デモクラシーは他の政治体制にはない重要な役割を果たすことができるのである。

利益の平等な促進原理と背景的条件、そして公知性という 3 つの道具立てから、クリスティアーノは以下の 2 つのステップに分けて、デモクラシーの

擁護論を展開する。(A) 背景的条件下で、利益の平等な促進原理を実現するためには、利益に対する各人の判断 (judgement) が尊重されなければならない (Christiano [2008] §2)。(B) 我々が住まう共通世界を運営する場面で、利益に対する各人の判断を平等に尊重する唯一の手段は、市民に平等な発言権を認めるデモクラシーである (Christiano [2008] §3)。以下では、(A) (B) それぞれの議論を詳しく検討していこう。

7.2 クリスティアーノのデモクラシー論——ステップ (A) ——

(A) 背景的条件下で、利益の平等な促進原理を実現するためには、利益に対する各人の判断 (judgement) が尊重されなければならない。先の例に戻って考えてみよう。利益の平等な促進原理に従えば B は A と同じく 10 万円の報酬に値するのであった。利益への各人の判断とは、渦中の B が自身の利益について下す判断を意味する。当然のことながら、利益の平等な促進原理に応じて B が値する扱いと、B の下す判断は、異なり得る。B は、自分が 10 万円以上の報酬に値すると考えるかもしれないし、逆に、もっと少ない報酬で充分であると考えられる可能性もある。問われなければならないのは、実際に重要なのは前者の利益の平等な促進であるにもかかわらず、利益の平等な促進に関する各人の判断が尊重されなければならないのは何故なのか、ということである。利益ではなく、利益についての各人の判断を尊重せよというクリスティアーノの議論を支えるのが、不同意をはじめとした背景的条件である。

背景的条件とは、(1) 利益の多様性 (2) 広範な不同意 (3) 可謬性 (4) 認知的バイアスの 4 つの条件を指す。まず、利益の多様性とは、各人の福利 (well-being) にとって何が重要であるのかは各人にとって大きく異なるという事実を意味する。生得的な資質と養育環境の多様性から、自分の人生にとって何が価値あるものなのかという判断は、各人各様である。福利の多様性は、不

同意と可謬性の原因でもある。自分のことに限定しても、人間は、自分の福利に関して必ずしも定見を持っているとは限らない。しかも、何が大切であるのかについての考え方は、時間とともに変化していくものである。このように、自分の福利でさえも極めて概略的な把握しかできないのであれば、他人の福利の把握となるとそれはもう殆ど不可能に等しい。こうした福利の多様性の下で、利益の平等な促進原理の運用には、様々な人々の利益を勘案することが求められているのである。しかし、こうした福利の把握しがたさの下では、その適用は不満や不同意の的になるであろうし、様々な人の利益の比較は誤解や不正確さに基づいたものにならざるを得ない。以上の多様性や不同意、可謬性から、人が他人の利益についての下す判断は、自ずと自分の利益に有利な仕方働く、認知的なバイアスの影響を受けたものであるだろう。特に、自分の利益に基づいて他者の利益について判断を下し、他者の被る危害を軽視する傾向があるという意味で、自分自身の利益により敏感であるだろう (Christiano [2008] 56-60)。

4 つの背景的条件から、利益に関する各人の判断を尊重する重要性が説明できる。まず、他者が自分に代わって自分の利益について下す判断は、認知的バイアスに蝕まれている可能性が高い。他者が下す判断に一方向的に従うことは、自分の利益が蔑ろにされ、自身の利益が他者の利益に従属する事態と等しい。こうした認知的バイアスを矯正しチェックすることへの利益を人々は持つはずである (Christiano [2008] 60)。また、自分の判断が全く無視された環境に身を置くことに一種の疎外感を感じても不思議ではない。人々は、自分の判断が尊重された環境や世界で生活することで、自分の判断が尊重されている事実に対して一種の安心感を得ることができる (Christiano [2008] 61)。最後に、自分の判断が考慮されないことは、自分の判断は信用するに足りないとされているという点で、他の人々より劣っている、あるいは、子ども扱いを受けることと同じである。そうした扱いを受けず対等な存在者と

して取り扱ってもらいたいという利益を人々が抱いていたとしても何ら奇妙ではない (Christiano [2008] 63) ²⁷。つまり、背景的条件の下では、他者の判断への懐疑から、単に自分の利益を尊重してもらいたいと思うだけでなく、当の利益を目に見える形で尊重してもらいたいと思うようになる。そうした目に見える形で利益を配慮する手段が、利益への当人の判断を尊重することなのである。

以上の議論は次のようにまとめることができるだろう。利益と利益に関する判断は乖離することがあるから、他者の判断が、自分の判断よりも、自分の利益について正しい判断を下している可能性は捨てきれない。しかし、現実世界の我々を取り巻く背景的条件を考慮すると、そうした可能性は疑わしいものである。他者の判断が自分の利益を正確に反映している保証はどこにも存在しないし、むしろ、背景的条件は、そうした判断が自分の利益に関して不利なものである可能性を強く示唆している。背景的条件の下で、人々は、利益の平等な促進原理に従って自分の利益を取り扱ってもらうために、自分の利益に関する判断を尊重してもらいたいと考えるようになるのである。

こうしたクリスティアーノの議論に対しては、畢竟、重要であるのは、利益の平等な促進原理に従って各人の利益が取り扱われることにあるから、各人の判断を無視したとしても、実際に利益が満たされているのならば、問題ないのではないかという批判があり得る。再度先の事例に戻れば、本来 10 万円の報酬に値する B の利益を尊重するためなら、B が自分の利益に関して誤った判断を下した場合にはそれを無視して、10 万円を与えることがより正義にかなった行為ではないのか。しかしこうした、利益と利益に対する判断を分けたうえで、前者のためには後者を犠牲にしてもかまわないとする主張は、

²⁷ 実際にクリスティアーノが考えるように、背景的条件から、他人の認知的バイアスを矯正したいという関心以外の、世界や環境に自分の判断が反映されることで安心感を得たいという関心や、他者と対等に扱ってほしいという関心が生じるかどうかは疑わしいものがあるが、ここはクリスティアーノの議論が正しいものと想定して議論を進めていく。

我々がおかれている背景的状况とそこから生じる関心を不当に軽視する態度であるとクリスティアーノは応じる。我々の認知に抜きがたく忍び込むバイアスや限界を真摯に考慮すれば、各人の判断を尊重しないことは、各人の利益そのものを上手く扱えていない可能性が極めて高いことを示している。判断を尊重しない一方的な押し付けであっても実際に利益が満たされていれば問題がないとする態度は、クリスティアーノに言わせれば、我々の認知的な限界を度外視した擁護しがたい傲慢（an indefensible hubris）に他ならないのである（Christiano [2008] 66-67）。

7.3 クリスティアーノのデモクラシー論——ステップ（B）——

（B）我々が住まう共通世界を運営する場面で、利益に対する各人の判断を平等に尊重する唯一の手段は、市民に平等な発言権を認めるデモクラシーである。背景的条件が成立する環境では、各人の利益を推進する最も信頼性の高い方法は、利益に関する当人の判断を尊重することである。この利益への判断の尊重はどのようにして、デモクラシーの擁護と結びつくのだろうか。ここで重要な役割を果たすのが、我々が住まう環境が、そこに生きる人間同士の利益が分かち難く互いに密接に結びつく共通世界（common world）を形成しているという考え方である。たとえば、国家の下で、我々は、統一的な法体系を通じて、社会的協働の産物を分配すると同時に、社会を維持するために義務を互いに負担しあう。教育やインフラ、医療が我々の生活に与える影響を考えてみれば分かるように、そこで営まれる社会的協働の多くは、社会の一部というより、そこに住まう我々全員の利益に深く関係している。このような互いの利益が複雑に絡み合った共通世界の性格から、我々はこの共通世界の中で、自分の利益がどのように扱われているかに関して、同じ程度の関心を持つのである（Christiano [2008] 78-83）。

共通世界において、自分の利益がどう扱われているかに関する判断の尊重

が重要となることについては、もはや多言を要しないだろう。背景的条件が存在する環境で、共通世界において自分の利益がどう扱われているのか、他者の判断を自分のそれに優先させることは、他者の認知的バイアスの犠牲となり、一種の疎外感を感じさせ、判断が信頼に値する人間として扱われていないことと等しいのである (Christiano [2008] 88-95) ²⁸。

以上から、共通世界の運営に関して、自分の利益がどう扱われているのかについて、各人は自分の判断を尊重してほしいという関心を抱くことになる。また、既に指摘したように、各人は共通世界の性格から、自分の利益がこの世界においてどのように扱われているのかについて、全員が同じ程度の関心を持っている。したがって、共通世界の運営に関して、全員の利益を尊重するためには、全員の判断を同じ程度尊重するようなシステムが必要となる。そして、共通世界の運営に関する判断を平等に保障する政治的意志決定手続きがデモクラシーに他ならない。デモクラシー下では、投票権をはじめとして、被選挙権や政治参加の権利の保障を通じて、自分の判断を共通世界の運営に反映させる経路が整備されている。しかも、デモクラシーはそうした諸権利を市民に平等に分配する点で、全員の判断を同じ程度尊重することにも成功している。公共的平等の観点から正当化可能な政治体制は、デモクラシーしか存在しないのである (Christiano [2008] 95-96)。

7.4 クリスティアーノの議論の評価

背景的条件という我々の認知能力に関する限界からデモクラシー擁護の論陣を張るクリスティアーノの議論にどのような評価を下すべきなのだろうか。

²⁸ 注 27 で指摘したように、他者の認知バイアスを矯正したいという関心以外の、世界や環境に自分の判断が反映されていないことには疎外感を感じるため、自分の判断を尊重してもらって安心感を得たいという関心や、自分の判断を信頼のおけないものとして子ども扱いせず他者と対等に扱ってほしいという関心が、背景的条件から正当化されるかどうかに関しては疑わしい部分があるものの、これらの議論が正しいものとして議論を進める。理由も前注と同じである。

クリスティアーノの議論の帰趨は、利益そのものではなく、利益に対する判断の尊重が要請されるという主張が正当化できているかにかかっているといつてよいだろう。というのも、判断の尊重が必要なくなり、各人の利益を利益の平等な促進原理にしたがって直接取り扱うことが可能である場合には、既に本節冒頭で指摘した通り、デモクラシーは必ずしも必要ではないからである。

だがクリスティアーノが考えるような判断の尊重が求められているかどうかは疑わしいものがある。クリスティアーノ自身が認めるように、彼の議論は経験的な前提に依拠する部分が多くあり、判断の平等な尊重を巡る議論は、そうした経験的な性格の濃いものである。そして、エピストクラシーを擁護する者が攻撃するのも、まさにクリスティアーノの議論の屋台骨である経験的な部分である。政治的知識の分布が均一ではなく、偏りが存在していることを示すデータの存在などを考慮すると (Brennan [2016] 32-33)、利益の平等な促進原理を満たす方法について、他の人より優れた見識を有する知者の存在を経験的に否定することは困難だろう。たとえば、利益の平等な促進原理を実現するにあたって、どの市民から見てもこの人の判断は信頼できるという知者が特定できるとしたら、その知者により多くの票数を与えることは、正義を目に見える形で実現する公共的平等には必ずしも反しないだろう (Estlund [2009] 244) (Huemer [2013] 73-75)。

もちろん、クリスティアーノは、こうした知者の存在を素朴に想定する議論に対して、認知的なバイアスなどの現実的な制約を踏まえない傲慢であると批判するだろう²⁹。現実の我々を取り囲む境涯を真摯に考慮すれば、利益

²⁹ クリスティアーノは、ペーパーテストや教育歴を指標として、知者の選出を行うエピストクラシーに対して、以下のような批判を展開している。批判の要諦は、(1) こうした手法では知者の選定に論争的な価値や規準が潜り込む危険がある、(2) (1) の理由によりエピストクラシー下で政治的意志決定から排除された人々は、知者の利益が自分達の利益よりも優遇されていると考える正当な理由を持つ、というものだ (Christiano [2008] 118-121)。ただこうした批判は、選別型のエピストクラシーには妥当な批判だとしても、社会の多様性を保存した形で知者をランダムに選出する育成型のそれにはあてはまらないだろう

の平等な促進原理を満たす確実性の最も高い手段は、デモクラシーに他ならない。しかし、このような回答は、クリスティアーノの議論が、平等のような価値にデモクラシーを基礎づける非道具主義的な議論であるというより、デモクラシーを状況依存的に正当化するものであることを示唆している（井上 [2012] 152-153）。つまり、各種の社会調査やデータにより、判断が信頼できる存在——知者や専門家——が特定可能となった場合や、そうした経験的事実を踏まえて、デモクラシーよりも確実に利益の平等な促進原理を満たすことができるような政治体制——たとえば、エピストクラシーのような——が現れた場合には、デモクラシーを通じて、利益の平等な促進原理を満たす必要性はなくなってしまう。以上のような特徴を持つクリスティアーノの議論が、我々が求めるデモクラシーを支えるものになりえないことは明らかだろう。

8. 適格受容可能性要求

8.1 エストランドの議論の全体像

クリスティアーノと同様に、道徳や正義の領域に関する真理——規範的真理——に限定的な役割を認め、真理に適切な位置づけを与えることでデモクラシーの正当化を試みるのが、本節で検討するデヴィッド・エストランドの議論に他ならない。クリスティアーノと異なるエストランドの特徴は、後期ロールズに由来する公共的正当化（public justification）を、議論の中核に据える点にある。『政治的リベラリズム』の中でロールズは、正義についての構想は、まず公正な条件に基づいて社会的協働に参加しようとしている市民たちに正当化可能なものでなければならないと考えた。たとえば、仮に特定の宗教を信仰することが真理であったとしても、信仰の強制は、社会的な協働に入る準備のある人々——ロールズの言葉を使えば適理性（reasonableness）を

う。

備えた人々³⁰——に、正当化できないため、許されない。エストランドは、こうした公共的正当化に関するロールズの考え方を受け継ぎ、強制力を伴う政治権力は、それを被る人々に受容可能なものでなければならないというアイデアを前面に押し出したデモクラシーの擁護論を展開する。

では具体的にどういった仕方でエストランドはデモクラシーを正当化するのか。エストランドの規範的真理に対するアンビバレントな態度の確認からはじめよう。エストランドが規範的真理の存在を手放さないのは、政治の領域において、規範的真理を認めないことのコストがあまりにも大きいからである。規範的真理の存在を認めない見解は、あるべき社会の実現に向けて社会をより良い方向に改良していこうとする政治的活動を冷笑する政治的なニヒリズム (political nihilism) に陥る危険性がある (Estlund [2008] 24-25)。また規範的真理などの手続き独立的な基準を持ち出さず、手続きの公平 (fairness) だけに訴える議論は、コイントスよりデモクラシーが公平であるのはなぜかという難題を抱え込むことになる (Estlund [2008] 78-84)。だがいったん規範的真理の存在を認めてしまうとどうなるだろうか。ちょうど、クリスティアーノの議論で、利益の平等な促進原理がデモクラシーを必要としていなかったように、規範的真理を実行するにあたって「なぜエピストクラシーではないのか？」という問いが頭をもたげてくる。

こうしたジレンマ的状况に対して、エストランドは以下のような議論で、デモクラシーの擁護を目指す。確かに、あらゆる政治制度と比較して、デモクラシーが、規範的真理や正しい答えに到達する可能性が最も高いと主張しようとする、デモクラシーはエピストクラシーとの対峙を余儀なくされる。だが、こうした要求にこたえる必要はない。ここで、重要な役割を果たすが、本節冒頭での公共的正当化だ。政治権力の正当化は、それを被る人々が

³⁰ 多元主義の事実を前にして、正義構想を探求する我々の指針となるのは、真理ではなく、正義原理が適理性 (reasonableness) を備えた人々に受容可能かどうかという「リベラルな正統性原理 (the liberal principle of legitimacy)」である (Rawls [2005] 137)。

受け入れ可能なものでなければならぬが、投票権を不平等に分配するエピ
ストクラシーはこうした公共的正当化の基準を満たしていないため、そもそ
も我々が採用する政治制度の候補たりえないのである。エストランドによれ
ば、デモクラシーの擁護には、こうした公共的正当化をパスする政治制度の
中で正しい答えに到達する傾向性が最も高いという、より控えめな主張で十
分なのである。デモクラシーは、受容可能な制度の中で、正しい答えに辿り
着く傾向性が最も高いことによって正当化されるとする自らの立場を、エス
トランドは、認識的手続き主義 (epistemic proceduralism) と呼ぶ (Estlund [2008]
8)。

認識的手続き主義は、2つの主張から構成されている。

(1) 政治権力の正統性に関する必要条件：

政治権力が正統性を持つための必要条件は、いかなる適格的な (qualified)
見地からも受容可能性を持つことである。正統性の適格受容可能性要求
(qualified acceptability requirement) から、エピストクラシーをはじめと
した、政治権力を不平等に分配する体制は排除される。適格受容可能性
を通過する政治体制は、政治的平等を実現したデモクラシーか、くじ引
きによる政治的決定のみである。

(2) 規範的真理に到達する傾向性に関する条件：

適格受容可能性テストを通過した体制の中で、正しい結果に辿り着く可
能性が最も高いのはデモクラシーである。

デモクラシーがくじ引きを用いたランダムな決定よりも優れた結果を生み
出すという主張には一定程度の妥当性を認めてもよいように思われるので³¹、

³¹ (2) のステップで、デモクラシーが優れた結果を生み出すかどうかを検証するため

エストランドの議論の成否は (1) にかかっているとみてよいだろう³²。以下では、(1) を支える適格受容可能性要求について検討していきたい。

8.2 適格受容可能性要求

ロールズは、公共的正当化にあたって、適理性を備えた人々に受容可能かどうかを問題としたが、エストランドは、ロールズが乱用する適理性という言葉に代えて、より中立的な適格性という言葉を使用する。適格受容可能性要求とは、要するに、政治権力は適格性を備えた人々に受け入れられるものでなければならないという、公共的正当化の要求を意味する。

適格受容可能性要求に対しては、(A) そもそも、なぜ後期ロールズに由来する公共的正当化を受け入れなければならないのか、(B) 仮に公共的正当化を受け入れるとして、具体的にエストランドはどういった適格性基準³³を考えているのか、などの疑問が提起されるだろう。

(A) に関してだが、ここでは、エストランドの論争的主張を受け入れるとしよう。というのも、仮に公共的正当化が正しいと認めたとしても、なおエストランドの適格受容可能性要求に基づく議論は問題含みだからだ。

(B) に関して、実は、エストランド自身が、適格性の中身について曖昧な部分を多く残している。幸いにして、以下の議論は、適格性基準の具体的内

に、エストランドが持ち出すのが、「根本悪 (primary bads)」の回避可能性である。根本悪とは、戦争や飢饉、ジェノサイドなどの共同体に破滅的な影響をもたらす災厄を指す。デモクラシーとロトクラシーでこれらの根本悪を回避する可能性が高いのはどちらであるかをエストランドは検討し、結果、デモクラシーの方がロトクラシーよりもはるかに確実にこれらの災厄を回避できることをもって、デモクラシーが一般的に正しい答えに辿り着く傾向性が最も高い体制であると結論づける (Estlund [2008] 160-167)。

³² だが 10 節で論じる通り、エストランドもロトクラシーの候補として代表制ロトクラシーのような道具主義的にも優れた結果を残し得る体制を十分に考慮していない点で、(2) も問題含みである。

³³ エストランドの適格性基準の 1 つは、「最小限真理 minimal truth」——真理という語は「p が真であるのは、p である場合であり、かつその場合に限る」という同値関係以上を表さない—— (Estlund [1998] 270-273) を受容しているかどうかである。だがこの基準以外の適格性基準に関して、エストランドは明確に述べていない。

容について踏み込まずとも理解可能なものであるから、(B)についてもここでは詳述しない。以下では、エピストクラシーのこういった主張が適格性の見地から受容不可能であるのかを、エストランドの記述に沿って確認しよう。

エピストクラシーのどの主張が受容不可能であるのかを確かめるためには、まず、エピストクラシーを支える論理を析出する必要がある。エストランドの見立てでは、エピストクラシーは以下の3つの教義 (tenet) から構成されている。

(a) 規範的真理に関する教義：

政治的決定を評価する基準となる手続き独立的な規範的真理が存在する。

(b) 知識に関する教義：

この規範的真理について他の人より良く知っている(比較のごく少数の)人々が存在する。

(c) 権威に関する教義：

知者の持つ規範的真理に関する政治的知識が、彼らが他者に権威を振るう根拠となる (Estlund [2008] 22)。

エストランドの議論の特徴は、(a) (b) の主張を認めただけで、(c) を否定する点にある。まず、既に指摘したように、(a) を否定するコストを勘案すると、規範的真理の存在は認めざるを得ない。次に (b) の主張だが、この主張は、エリートが他の人々には到達不可能な絶対的な知識を専有するという極端な主張と勘違いされやすい。だが、(b) をそうした極端な形で理解する必要はなく、他の人々と比較して、規範的真理をよく知っている人々が存在するという穏当な主張と解釈すると、(b) も否定することが難しい (Estlund

[2008] 31-33)。

(a) と (b) は、適格性基準を受け入れる人の間でも、論争なく受け入れられそうである。そして、(a) (b) を受け入れるのならば、一見したところ、(c) も正当化されそうに見える。だが、エストランドが、適格性の見地から受容不可能であると見なすのが、この (c) 権威に関する教義だ。エストランドは、(c) の主張が、専門的知識の所有から専門家の政治的権威を正当化する「専門家と支配者混同の誤謬 (expert/boss fallacy)」を犯していると主張するのである (Estlund [2008] 3-4) ³⁴。

なぜ、専門的知識を所有していることが、当該の専門家や知者の政治的権威の正当化に繋がらないのか。ここでエストランドの議論を支えるのが、確かに規範的真理も知者も存在するが、具体的に誰がどのような領域の知者や専門家であるのかについて、合理的な疑いを挟む余地が常に存在するという事実だ。つまり、肝心の巷間に潜む知者とはだれなのか、そして知者をどうやって特定するのかを巡って、常に異論が提出されうるため、適格受容可能性を満たす仕方で知者を特定することはできないとエストランドは主張するのである (Estlund [2008] 33-36)。さらに問題に拍車をかけるのは、政治の領域では、専門家や知者と目される者同士の間であっても、誰が知者で誰が専門家であるのかについて、意見の不一致が珍しくないということだ (Estlund [1993] 84-85)。知者や専門家の間でも見解の不一致が存在するのだから、知者の特定を、適格性の見地から異論が出ない形で遂行することは困難であるだろう。以上のような事情から、(c) が否定されることとなるため、エピストラシーは適格受容可能性要求を満たさない主張として、政治制度の候補の中から排除されることになるのだ。

³⁴ ただ全てのエピストラットが (c) 権威に関する教義を受け入れているわけではない。たとえば、Brennan [2016] 16-17 を参照。

8.3 人口統計に基づく批判

以上の適格受容可能性要求に基づくエストランドの議論をどのように評価すべきだろうか。エストランドの議論には複数の問題があるが³⁵、ここでは特に1つの批判とエストランドによる再反論の応酬を取り上げたい。この応酬を検討することで、適格受容可能性要求に基づくエストランドの議論が、デモクラシーを支えるものではないことが、明らかとなるだろう。

それでは、まず、エストランドに対する批判から検討しよう。先の議論では、(c) 権威に関する教義の、知者や専門家の特定可能性が問題視されていた。しかし、こうした知者や専門家の特定不可能性はエピストクラシーにとって致命的な弱点であるわけではない。というのも、エストランド自身も認めるように、ある種の教育が、知者や専門家の指標として機能することは否定できないからだ。たとえば、経済や法制度、自国の政治制度などに関して十分な教育を受けた人が、そうでない人に比べて、優れた統治を行う可能性が高いことは認めざるを得ない (Estlund [2008] 211-212)。だが、こうした譲歩が意味するところは、ミルが考えていたような、教育歴を知者や専門家の印と見なすエピストクラシーが、適格受容可能性要求を通過し得るということだ。そしてこの議論が正しければ、適格受容可能性要求に訴えてエピストクラシーを排除できると考えるエストランドの議論の説得性を大いに毀損するものと言わざるを得ない。

こうした批判に対して、知者の特定可能性については譲歩しつつも、ミル型のエピストクラシーが実際に優れた統治を行う可能性が高いという主張に

³⁵ エストランドの適格性基準は、最小限真理を受容するという極めて緩い条件として設定されているため、道具主義的な考慮に基づいて政治権力を不平等に分配しようとするエピストクラットも適格性基準をクリアしてしまうという点も問題だ。エピストクラシーや道具主義を支持する者からすれば、有権者の政治的無知や不合理性といった経験的事実を無視して、政治権力を平等に分配するデモクラシーこそ退けられるべき悪しき制度として受容不可能な対象となりうる (Arneson [2009] 208-209)。この議論が正しければ、エピストクラシーと同時にデモクラシーも適格受容可能性テストを通過できないことになってしまうだろう。

対して、適格性の見地から合理的な疑いを挟む余地があると、エストランドは主張する (Estlund [2008] 211-212)。エストランドのこの主張を支えるのが、人口統計に基づく批判 (demographic objection) だ。

人口統計に基づく批判の要諦は、以下の2点に集約することができる。(1) 知者や専門家として選抜される集団は、有権者全体と比べて、性別や人種、出身階層に偏りが生じ、有権者全体の利益を代表しているとは言えない。(2)

(1)の理由により、選抜される集団には、出自や階層の類似性を原因とする、バイアスが存在しており、本来エピストクラシーに期待されるような優れた統治を行うことができない、というものだ。たとえば、大卒者やそれ以上の学歴で占められたエピストクラシーでは、それ以外の学歴を持つ者の観点が考慮されず、結果として、集団の認知的多様性が棄損され、あらゆる階層の人々に意見表明の機会が与えられているデモクラシーより、統治の質が悪化するかもしれない³⁶。

実際に、テストや教育を指標とした知者の選出が、有権者全体を代表できているかどうかは、経験的な問いである。したがって、ミル型のエピストクラシーでも、有権者全体を代表できている可能性は残る。だが、ミル型のエピストクラシーに対して、本当に有権者全体を代表しているのか、合理的な疑いを挟む余地が残るのは確かだろう。この点はエストランドの指摘が正しいと言える。だが問われなければならないのは、こうした批判があらゆる形態のエピストクラシーに妥当するかということだ。そして、エピストクラシーの中には、こうした批判に対して免疫性のあるものが存在するのである³⁷。

こうした批判を回避できるエピストクラシーが、2節で紹介した、ロペス・

³⁶ 実際には、エストランドの批判の重点は (2) におかれている。その批判は微に入り細を穿つものだが、ここで扱うことはできない。この点に関するエストランドに対する説得的な批判としては、Lippert-Rasmussen [2012]を参照。

³⁷ 興味深いことに、エストランドは、育成型のエピストクラシーと完全に一致するわけではないが、全有権者の間で十分な熟議を経た後くじ引きで代表者を選出する制度がデモクラシーの精神に反しない可能性を控えめながらも認めている (Estlund [2008] 181-182)。

ゲラの提案による「くじ引きによる参政権の付与」であることは、もはや多言を要さないであろう。この形態のエピストクラシーの特徴は、政治的に優れた能力を有する集団を作り上げるのに先立って、有権者全体の多様性を保存するような形で、選抜が行われる点だ。つまり、先の人口統計に基づく批判が依拠する、有権者全体の属性の多様性が失われるというそもそもの批判が成立しないのが、この形態のエピストクラシーなのである。したがって、人口統計に基づく批判も、育成型のエピストクラシーには妥当せず、適格受容可能性要求の観点からエピストクラシーを退けようとするエストランドの試みは、全て失敗に終わっていると結論していいだろう。

8.4 デモクラシーとロトクラシーを支えるもの

我々は、エストランドの適格受容可能性要求も、デモクラシーを支えるものたりえないと結論した。しかし、適格受容可能性要求によって足切りを行い、残ったデモクラシーとくじ引きの間で道具主義的な考慮から決着をつけるというエストランドの認識的手続き主義の発想は、デモクラシーの擁護にとって極めて重要であるように思われる。というのも、こうした路線を採用すれば、(a) デモクラシーのみを支持する理由を見つけ出す必要がなく、もう少し条件が緩い、デモクラシーとロトクラシーのみを支持する理由を見つけ出せば十分であり、(b) 残る候補がデモクラシーとロトクラシーのみになってしまうとすれば、道具主義的な考慮に訴えれば、ロトクラシーを簡単に退けることができるように思われるからだ。エストランドの適格受容可能性要求のような論争的な概念を使わず、われわれがこれまで用いてきた用語で表現しなおすと、デモクラシーの擁護のためには、デモクラシーとロトクラシーのみを支持する非道具主義的な理由を見つけ、後は道具主義的な理由に訴えて、ロトクラシーを退ければ、デモクラシーを上手く擁護できるように思われるのだ。

9・10 節では、以上のような道具主義的理由と非道具主義的理由を巧みに組み合わせる社会的平等論の検討を行う。9 節では、社会的平等論が、デモクラシーとロトクラシーを支えるものとして、有力な議論であることが明らかになるだろう。

9. 社会的平等論——平等と非従属——

9.1 社会的平等とデモクラシー

本節では、ニコ・コロドニーとダニエル・ヴィーホフの議論を参照して、社会的平等論からのデモクラシー擁護論について検討していく。まず、9.1 節で、社会的平等論がどういった仕方でデモクラシーを正当化するのかを明らかにする。続く 9.2 で、社会的平等論は、デモクラシーと同時にロトクラシーも正当化する理由として機能することが明らかとなるだろう。最後に 9.3 で、社会的平等論が、選出型だけではなく、育成型のエピストクラシーも社会的平等の価値を持ちえないと示すことに成功していると論じる。

社会的平等論とはエリザベス・アンダーソンによって提起され、その後サミュエル・シェフラーやジョナサン・ウルフらによって発展・彫琢された、現代の平等論において、「運の平等主義 (luck egalitarianism)」と並んでその主要な一角を占める立場である。そして、その主張の眼目 (point) が、市民同士の対等な関係性の構築にあることは周知のとおりである。ここで、本節の重要な前提について最初に断っておきたい。コロドニーとヴィーホフ、いずれもが社会的平等の価値を自明視したうえで、社会的平等がデモクラシーの擁護にどのような含意を持つか検討するというスタンスを採用している (Kolodny [2014b] 292) (Viehoff [2014] 352)。彼らの議論の内在的批判を試みる本稿も、社会的平等の価値を前提として議論を行う。本稿の議論の目標は、社会的平等からデモクラシーを擁護する場合、ロトクラシーを支持する理由が存在することを示す点にあるので、社会的平等論の受容は本稿の主張の持

つ価値を毀損するものではない。

コロドニーとヴィーホフの議論は、大きく分けて2つのステップから構成されている。1つ目のステップは、そもそも、理想的な社会的平等とはどのような関係であるのか、その模範的な像を明らかにする作業である。2つ目のステップは、1つ目の作業を通じて明確化された理想的な社会的関係を参照しつつ、デモクラシーを正当化する作業である。以下、彼らの議論を再構成する上での我々の方針だが、1つ目に関しては、まず、両者の間に共通する要素を再構成した社会的平等のあり方を提示する。2つ目に関しては、コロドニーとヴィーホフの間に、理想的な社会的関係像の着目点に関して「平等 (equality)」と「非従属 (nonsubjection)」という点で違いがあるので、議論を分けて提示する。そして最後にヴィーホフの非従属への着目が、コロドニーとは異なる独自の平等主義的關係像を提示している点につき、補足的な説明を行いたい。

(1) 理想的な社会的関係像。まず理想的な社会的関係とはどのようなものなのであろうか。まず、重要であるのは、政治的決定手続きへの権利や自分に振るわれる強制力に対する発言権が保障されていない状況下で、互いの利益について平等に配慮することや権利を尊重することだけでは、社会的平等の樹立には不十分であるということだ (Kolodny [2014b] 292-295 Viehoff [2014] 352-354)。

たとえば、善良な主人の下で暮らす奴隷の例を考えてみよう。奴隷には、自分の生活について主人に意見を申す権利がないが、善良な主人は奴隷が生活に困ることが無いよう衣食住をきちんと整備してやっている。そして奴隷には、物質的な財だけでなく、信教や表現の自由さえも認められているとしよう。確かに、善良な主人の下で暮らす奴隷は、悪辣な主人の下で暮らすより幸福かもしれないが、それでもなおこうした主人と奴隷の関係は対等な関係性の理想からは全くかけ離れたものであるはずだ。この奴隷の事例が社会

的平等から逸脱しているように見えるのは、奴隷の処遇に対して、主人の側が一方的な権力（power）や事実上の権威（*de facto authority*）³⁸を保持しており、奴隷が自分に振るわれる強制力や権威に対して全く発言力や影響力を認められていないからに他ならない。反対に、対等な関係性の樹立には、互いが服するルールや決定に対して、当事者間で権力や権威の不均衡が存在せず、平等な発言権が保障されていることが必要になるのである（Kolodny [2014b] 295-299）（Viehoff [2014] 354-356）。

（2）デモクラシーの正当化。社会的平等がどのような関係性の中で実現されるのか、そしてこの関係性にとってなぜ影響力への機会の平等が重要であるのかを確認してきた。ここからコロドニーとヴィーホフは、社会的な平等を実現した関係性の中でも、微妙に異なる側面に着目して、投票権の平等を擁護する。コロドニーが着目するのが平等であり、ヴィーホフは非従属である。

コロドニーにとって、社会的平等を達成するために重要であるのは、政治的決定への影響力の機会を、他の市民と比較してどれだけ所持しているかである（Kolodny [2014a] 227）。そして、他人より影響力への機会が多くても少なくても、社会的平等の達成の妨げとなるため、他人と同じだけの量を所有することが重要となる。したがって、社会的平等を達成するためには、政治的決定への影響力の機会の平等が要請されることとなる。とにかく、コロドニーは、影響力が正であるか零であるかを問わず、平等であることが重要であると考えている点に注意すべきである（Kolodny [2014b] 313）。

コロドニーが、他者との差が存在しないという意味で平等に着目するのに対して、ヴィーホフは、平等そのものではなく、平等な政治権力が既に他の原因から生じている権力関係や従属状態を緩和する効果をもたらすという点

³⁸ 事実上の権威とは、道徳的に正当化されているかどうかにかかわらず、社会的な事実として、ある人の命令や要求に他の人々が従う傾向性が存在することを意味する。

に着目する (Viehoff [2017] 282-290)。たとえば、経済的な領域において、野放しにされた貧富の差がどういう帰結を生み出すか考えてみよう。現在不完全ながらも民主的な制度を敷いている国でさえも、富裕層は、広告やロビーイング活動によって、民主的な決定に大きな影響力を与えることができる。もし、政治的決定への影響力の平等な保障が消滅したとすると、経済的な格差がそのまま政治的な格差へと変換されることとなるだろう。政治権力の平等は、それ自体は望ましくないが、こうした状況下で全員に平等な発言権を保障することで、経済による支配に歯止めをかける役割を担っているのである。デモクラシーによって保障される平等な投票権は、物理的、経済的、社会的な不平等を是正するために導入されるのだ。

(3) ヴィーホフ独自の社会的平等関係。最後に、従属の回避に着目するヴィーホフが、コロドニーにはない独自の理想的な社会的平等関係像を提示している点を補足したい。ヴィーホフの見立てでは、従属関係を嫌う対等な関係は、単なる形式的な発言権や影響力の平等の保障にとどまらない、平等主義的コミットメントを要求する (Viehoff [2014] 355-356)。

このコミットメントが何を我々に要求するのかを確認するため、影響力の機会の平等が承認されてもなお従属の回避に不十分な例として、次の旅行の行き先を相談している 2 人の友人の例を考えてみよう。2 人は、次の旅行の行き先に関して平等に発言する権利があると互いに理解している。したがって、片方の一方的な主張で旅先が決まることはない。だが、2 人のうち、一方は他に友達がおらず、他方は交友関係が広い。こうした事情があるため、A が唯一無二の友達の関心を引きたいという思いから、旅行の行き先や計画について B に付度してしまう。一方で B も、自分と A の友人の数の差をよく知っているため、ついつい自分の意見を通してしまう。こうした友情関係は、確かに形式的な発言権を互いに認め合っているものの、関係性の外部にある社会的な格差が権力の不均衡を生み出している点で、対等な関係とは言

えないだろう。

行為や熟慮において、こうした自然的、経済的、社会的な不平等を頼りにしたり、利用したりすることを禁止するのが平等主義的コミットメントに他ならない。つまり、ヴィーホフが理想とする社会的平等においては、形式的な影響力の平等や発言権が保障されていれば十分であるというわけではなく、こうした関係の外部に存在する、自然的、経済的、社会的な不平等を無視すること、ないしは、こうした外部の不平等が不平等な関係性に変換されることを阻止することが、求められるのである (Viehoff [2014] 356)。

9.2 社会的平等とロトクラシー

9.1 の検討から、社会的平等論が、デモクラシーを正当化する価値であることが判明した。デモクラシーを支えるものを考究する本稿がさらに問わねばならないのは、社会的平等とロトクラシーの関係性である。それではコロドニーとヴィーホフの主張に即しつつ、ロトクラシーが社会的平等の価値を満たすことができるのか確認していこう。

驚くべきことに両者とも、社会的平等論は、デモクラシーと同時に、ロトクラシーを正当化することを明確に認めている。コロドニーにとって重要であったのは、政治的決定への影響力の平等な機会が担保されているかどうかであった。影響力が平等であることが肝要である以上、デモクラシーのように正の影響力を平等に分配する政治体制だけではなく、零の影響力を平等に分配するロトクラシーであっても、社会的平等論の平等な影響力の保障という要請を満たし得ると、コロドニーは認めるのである (Kolodny [2014b] 313)。ヴィーホフの場合も同様である。従属を回避するためには、投票権の平等だけではなく、くじ引きも有効な手段であることを認めている (Viehoff [2011] 257) (Viehoff [2014] 375) (Viehoff [2017] 293)。「コイントスによって2人ともに零の発言力を与える (giving them both zero say, by flipping a coin)」(Viehoff

[2017] 293) という記述から、ヴィーホフも零の影響力を分配するロトクラシーを念頭においていると解釈してもいいだろう。したがって、兩人とも、我々が2節で定義した意味でのロトクラシーが、社会的平等論から正当化されることを認めているのである。

9.3 社会的平等とエピストクラシー

さて、以上の議論から、社会的平等が、デモクラシーとロトクラシーを正当化する価値であることが判明した。次に我々が問わねばならないのは、エピストクラシーと社会的平等の関係である。果たして、エピストクラシーは、社会的平等の価値を満たすことができるのだろうか。

選出型のエピストクラシーが社会的平等の価値を持ちえないことは明白であるように思われる。コロドニーにとっては、自分と他の市民の相対的な影響力の差が問題となる以上、そこに不平等を持ち込むエピストクラシーは、社会的平等を毀損する行為であり受け入れがたい。ヴィーホフにとっても、いったん、社会的平等を受け入れるのならばエピストクラシーを受け入れる余地は存在しない。先程、対等な関係性は、影響力への機会の平等の外にある自然的、経済的、社会的な不平等を勘案しないようなコミットメントを要求することを確認した。エピストクラシーは、影響力の機会の平等に、自然的、経済的、社会的差異に由来する能力の差を持ち込もうとする立場であり、社会的平等論は、こうした格差を投票権の平等の場に持ち込まないようにする理由を与えてくれるのである（小林 [2019] 257-258）。

だが問題は、育成型のエピストクラシーが、社会的平等の価値を満たすことができるかどうかである。ここで、本稿は、社会的平等論を擁護して、社会的平等の価値を育成型のエピストクラシーは持つことができないと論じたい。

育成型のエピストクラシーが社会的平等の価値を持ちうるのか検討するた

め、まず、その定義を明確にしよう。育成型のエピストラシーとは、第一段階で有権者をランダムに選出したのち、第二段階で選ばれた有権者に能力増強を施すエピストラシーであった。ここで重要であるのは第一段階である。こうした、有権者としての地位を、くじ引きを用いてランダムに分配する育成型のエピストラシーに対しては、2 節のロトラシーの定義を用いて、以下のような定義を与えることができる。

育成型のエピストラシー：

有権者の選出に対する零の影響力を、政治共同体の構成員に対して、平等に分配する政治体制。

恐らく、育成型のエピストラシーを支持する者は、次のように、社会的平等の価値を育成型のエピストラシーも持ちうると主張するだろう。つまり、ロトラシーが零の影響力を平等に分配することで、社会的平等論から正当化されるのならば、同様にして、育成型のエピストラシーも零の影響力を平等に分配しているのだから、社会的平等論から正当化可能である。

本稿は、このような主張に対して、育成型のエピストラシーは、見かけ上の平等に訴えて社会的平等の価値を持ちうると主張するが、その実、社会的平等にとって重要な平等の達成に失敗しており、育成型のエピストラシーは、社会的平等の達成に失敗していると論じる。既に、9.1 の友人や奴隷と主人の事例でも論じたとおり、社会的平等を実現するためには、あらゆる平等が大切というわけではなかった。対等な関係性のためには、影響力や発言権を平等にする必要があった。こうした影響力や発言権の平等ではなく、うわべの平等しか達成されていないのが育成型のエピストラシーなのである。

ここからは、具体的に、代表制に焦点を当てて議論を進めたい。代表制民主主義と代表制ロトラシー、そして代表制民主主義の有権者を選出する育

成型のエピストクラシー³⁹の比較を考えていきたい。更に条件を同じにするため、以下の事例では有権者が5人いると考え、また有権者全員が被選挙権を持つと設定して議論を進めていく。

まず、代表制民主主義と育成型のエピストクラシーの比較を通じて、両者が何を分配しているのか明確にしたい。まず、代表制民主主義の下だと、A、B、C、D、E、全員が「立法府の議員を選ぶ正の影響力の機会」を平等に持つこととなる。以下では、便宜上「立法府の議員を選ぶ正の影響力の機会」をXと表記しよう。社会的平等論が対等な関係性のために重要であると考えたのは、こうしたXの平等であった。

一方で、育成型のエピストクラシーの下では、A、B、C、D、E、全員が「Xへの零の影響力」を持つこととなる。これは、育成型のエピストクラシーが、有権者をランダムに選出する意志決定方法だからだ。さらに重要であるのは、A、B、C、D、Eの間で、「Xへの零の影響力」を全員が持つことになるが、A、B、C、D、Eの間でXそれ自体は不平等に分配されるということだ。たとえば、A、B、Cの3人が、有権者として選ばれるとすると、A、B、Cの3人は投票権を持つが、残りのD、Eには投票権がない。こうした状況下では、社会的平等関係にとって重要なXに関して不平等が生じていることになる。

ここで、育成型のエピストクラシーが、見かけ上の平等を装うが、実のところ、社会的平等にとって重要な平等の達成に失敗していると本稿が判断する理由が明らかとなる。つまり、社会的平等にとってXの平等が重要であるのだが、育成型のエピストクラシーが達成している平等とは、Xの平等ではなく「Xへの零の影響力」の平等なのである。こうした、Xと「Xへの零の影響力」のずれを巧妙に利用しているのが育成型のエピストクラシーなのだ。

しかしここで、育成型のエピストクラシーと同じ零の影響力を分配するロトクラシーにも、こうしたずれが発生しており、実は社会的平等の実現に失

³⁹ 直接民主主義でも同様の議論が可能だがここでは繰り返さない。

敗しているのではないか、という批判が提起されるかもしれない。しかし、代表制ロトクラシーの場合には、このようなずれは生じていない。ロトクラシーの下では、A、B、C、D、E 全員が、「立法府の議員の選出への零の影響力」を享受している。そして立法府の議員の選出のような政治的決定に対して、零の影響力を分配することで、ロトクラシーは社会的平等の価値を生み出していた。ここで、先ほどと同じく、「立法府の議員の選出への零の影響力」を便宜上 Y と表記してみよう。すると、代表制ロトクラシーの場合は、全員が Y を持つが、Y とは独立に「Y への零の影響力」は存在していない。そこにズレは存在しない。したがって、代表制ロトクラシーには、育成型のエピストクラシーに対するような批判が当てはまらないのである。

以上の議論をまとめると、育成型のエピストクラシーの場合は、見かけ上の平等とは裏腹に、社会的平等にとって重要な関係性に不平等が存在する。一方で、デモクラシーやロトクラシーではそうした不平等が存在していない。一見ロトクラシーと類似するものの、育成型のエピストクラシーはそうした社会的平等関係を実現できていないのである。

本節の議論をまとめよう。8.4 で非道具主義と道具主義を組み合わせる議論が有望ではないかという着想をエストランドから得た我々は、社会的平等論の検討に進んだ。そして、コロドニーとヴィーホフの議論を中心に検討を進めた結果、社会的平等論がデモクラシーとロトクラシーを正当化することが明らかとなった。加えて、これまで退けることが困難であった育成型のエピストクラシーも退けることができた。しかし、社会的平等論者は、ここからさらに主張を前進させ、道具的価値からデモクラシーはロトクラシーに対して優位性を持つと主張する。次節では、その主張の妥当性を検討し、代表制ロトクラシーの可能性を提示することで、ロトクラシーがデモクラシーの有力な対抗構想たりえることを示したい。

10. 何故くじ引きではないのか？

前節で確認してきた通り、社会的平等論は、デモクラシーだけではなく、ロトクラシーも正当化する立場である。しかし、ここで、社会的平等論は、道具主義的価値に訴えかけてデモクラシーのロトクラシーに対する優位性を示すそうとする。本節では、道具主義的理由からデモクラシーの優位性を立証する社会的平等論の議論が成功しているかどうかを検討の対象としたい。

先に予示しておく、本稿の主張は、社会的平等論者が対峙すべき正しいロトクラシーとデモクラシーを比較した時、簡単にロトクラシーを退けることはできないというものだ。ここでは、道具主義的な観点から見て、デモクラシーに劣ることがないポテンシャルが期待されるロトクラシーのモデルとして、アレクサンダー・ゲレックにより提案されているくじ引きで選ばれたシングルイシューの立法府（SILL：single-issue lottery-selected legislature：以下 SILL）を提示したい。

はじめに、社会的平等論者が、道具主義的考慮に訴えかける背景を確認しておこう。9.2 でコロドニーとヴィーホフが、社会的平等論がロトクラシーも正当化してしまうことを認めていることを確認した。しかし、なぜ彼らはこうも簡単にロトクラシーが社会的平等の価値から正当化されることを認めるのだろうか。その理由は簡単である。社会的平等以外の価値に訴えることで、ロトクラシーを容易に排除できるからだ。そしてここで重要となるのが道具主義的理由に他ならない。コロドニーは、社会的平等論は他の非道具主義的⁴⁰あるいは道具主義的理由の存在を排除するものではないことを指摘し、道具主義と社会的平等論を組み合わせた、「制約された信頼性テーゼ（Constrained reliability thesis）」に訴えることでロトクラシーを退けることが

⁴⁰ だが、社会的平等論以外の非道具主義的に関して、本稿のこれまでの検討の結果を振り返ると、デモクラシーが特別ロトクラシーに対して優れている価値としては、自己決定に関連する価値しか存在しないように思われる。しかも、デモクラシーでさえも、その自己決定の内実は、寄与的な影響力でしかないのだから、ロトクラシーを退けられるほど重要な価値とは恐らく考えられないだろう。

可能であると主張する (Kolodny [2014b] 313)。ヴィーホフも、民主的な意志決定手続きに従うこと (obey) と民主的な制度を樹立すること (establish) を区別したうえで、社会的平等以外の理由も重要となる後者の制度樹立の問いに関しては、デモクラシーはロトクラシーよりも優れていると主張するのである (Viehoff [2014] 375)。

しかし、ここで重要であるのは、一口にロトクラシーといっても、その制度的な形態はさまざまなものが存在するという点だ。たとえば、2 節で用いた例を再び挙げれば、コイントスで政策を決定するような直接制ロトクラシーから、立法府の議員をくじ引きで選出する代表制ロトクラシーまで、その幅は広い。このようにヴァリエーションが多彩であるから、道具主義的側面からロトクラシーを評価する際には、具体的にどのような形態のロトクラシーを想定しているのか、明確化する作業が必要となる。

ここで道具主義からデモクラシーのロトクラシーに対する優位を説く議論が一見説得的に見える理由と、その議論が実のところ問題含みであることが明確になる。確かに、コイントスはロトクラシーの一例である。政策 A と B、どちらを選択するかの場合でコイントスを用いるのは、その具体的な適用例と言えるだろう。このような形の政策決定が馬鹿げたものであり、民主的な意志決定の方が、安全で正しい結果を選択する傾向性が高いことは疑い得ない。

だが、ロトクラシーは、コイントスによる決定だけに限定されているわけではない。政策をコイントスで決める直接制ロトクラシーのようなものだけではなく、立法府の議員をくじ引きで選出するような形態の代表制ロトクラシーも、有権者が議員の選出に何の影響力も及ぼさない点で、ロトクラシーの一種である。そして立法府の議員をくじ引きで選出するロトクラシーは、最終的な政治的決定をコイントスに委ねるよりも、道具主義的な観点からすると、正しくて安全な決定を下すように思われるのである。つまり、コイン

トスのような極端なロトクラシーではなく、立法府の議員をくじ引きで選出するような穏和なロトクラシーであれば、道具主義的な考慮の観点から、デモクラシーと対抗し得るようなロトクラシーが存在するのではないか。これが本稿の主張である。

しかし、以上の議論に対しては、議員をくじ引きで選ぶロトクラシーの具体像が提示されていないため、道具主義的な観点からも、デモクラシーと比肩し得るロトクラシーが存在し得るという主張は、勇み足ではないかという批判が寄せられるかもしれない。こうした批判に答えるため、ここでは比較的具体的な構想としてゲレロによる、籤で選ばれたシングルイシューの立法府（SILL : single-issue lottery-selected legislature :以下 SILL）の構想を紹介したい。

この SILL の最も大きな特徴は、有権者から選ばれる立法府が全分野の立法を担当するのではなく、教育や農業、健康などの個別課題ごとに別々に立法部会を設立する点にある。そして、それぞれ立法部会は、有権者からくじ引きで選出された 300 人によって構成される（Guerrero [2014] 155-156）。こうした分割によって、くじ引きによって選出されたアマチュアが効率よく担当分野の政策課題について学習することが期待できる。また加えて、それぞれの立法部会が比較的専門性が高い問題について対応することが可能にもなる（Guerrero [2014] 158）。

SILL の構成員は終身制ではなく 3 年間の任期制で、毎年 100 人が改選の対象となる。立法部会は毎年 2 回召集され、アジェンダ設定から出発し、各種専門家からの講習を受け、立法部会外部の市民との対話や部会内部での熟議を踏まえて、法律を起草し、最終的に投票を行う（Guerrero [2014] 160-163）。こうした一連の工程からも理解できるように、政治的決定を偶然に委ねるロトクラシーは、熟議を通じた話し合いによる理由の共有と対立するという批判は全くの的外れだ（Valentini [2013] 195）。確かにコイントスのような形態

のロトクラシーには妥当な批判だが、SILLのような熟議をその中に取り込むことができるロトクラシーには当てはまらない。また、無作為抽選で選ばれた有権者に専門家からの知見が与えられたうえで、参加者間で討論を行う討論型世論調査 (deliberative poll) の知見を踏まえても (フィッシュキン [2011])、類似の特徴をもつ SILL の熟議は効果的なものになることが予測できる。以上のごく簡単な素描でも、単なるコイントスと比べて、SILL が安全で確実な政治的決定を行うことが可能であることが分かるだろう。

11. 結論

デモクラシーを支えるものを探求してきた我々の歩みをまとめよう。まず影響力に着目して、デモクラシー、エピストクラシー、ロトクラシーを分類し、影響力と一致の問いを区別する必要を確認したのち、我々は、非道具主義的なデモクラシーを支える理由の探求に取りかかった。同意と集合的自己決定はデモクラシーを特権的に正当化するものではなく、またデモクラシーは個人の自己決定とは全く異なるものであった。不同意と平等な尊敬も、それだけではデモクラシーを支えるには十分ではなく、何か別の平等や自由などの価値の助けを必要としていた。公共的平等は原理的に知者が正しい決定を行うことを排除できず、適格受容可能性も育成型のエピストクラシーを退けることに失敗していた。結果、我々が逢着したのが社会的平等論であった。しかし、その社会的平等論も、ロトクラシーを退けることができず、しかも道具主義的考慮からロトクラシーを排除する戦略も容易なものではないことが判明した。

もちろん、これでデモクラシーを支持する理由全ての検討を終えたと主張するつもりは毛頭ない。だが、主要な理論の検討を終えた今、暫定的ながらも次のような結論を下すのは許されるだろう。デモクラシーのみを支持する意味でのデモクラシーを支えるものは存在しない。そして、デモクラシーの

擁護を企図する者は、道具主義的な観点からロトクラシーと真剣に対峙する必要がある。これが、以上の我々の探求から導かれる結論である。

参考文献

- Altman, Andrew and Wellman, Christopher [2009] *A liberal theory of international justice*, Oxford University Press.
- Anderson, Elizabeth [2009] "Democracy: instrumental vs. non-instrumental value", in Thomas Christiano, John Christman (eds.) *Contemporary debates in political philosophy*, 213-27.
- Arneson, Richard [1993] "Democratic rights at national and workplace levels", in David Copp, Jean Hampton, John E. Roemer (eds.) *The idea of democracy*, 118-148.
- Arneson, Richard [2003] "Defending the purely instrumental account of democratic legitimacy", *Journal of Political Philosophy* 11 : 122-132.
- Arneson, Richard [2009] "The supposed right to a democratic say", in Thomas Christiano, John Christman (eds.) *Contemporary debates in political philosophy*, 197-212.
- Beitz, Charles [1989] *Political Equality: An Essay on Democratic Theory*, Princeton University Press.
- Beitz, Charles [2018] "How Is Partisan Gerrymandering Unfair?", *Philosophy and Public Affairs* 46 : 323-358.
- Brennan, Jason [2016] *Against democracy*, Princeton University Press.
- Christiano, Thomas [2000] "Waldron on law and disagreement." *Law and Philosophy* 19 : 513-543.
- Christiano, Thomas [2008] *The constitution of equality: Democratic authority and its limits*, Oxford University Press.

- Christiano, Thomas [2011] "An instrumental argument for a human right to democracy", *Philosophy and Public Affairs* 39: 142-176.
- Dahl, Robert [1989] *Democracy and its Critics*, Yale University Press.
- Estlund, David [1993] "Making truth safe for democracy", in David Copp, Jean Hampton, John E. Roemer (eds.) *The idea of democracy*, 71-100.
- Estlund, David [1998] "The insularity of the reasonable: Why political liberalism must admit the truth", *Ethics* 108 : 252-275.
- Estlund, David [2008] *Democratic authority: A philosophical framework*, Princeton University Press.
- Estlund, David [2009] "Debate: On Christiano's The Constitution of Equality", *The Journal of Political Philosophy* 17 : 241-252.
- Goldman, Alvin [1999] "Why citizens should vote: A causal responsibility approach", *Social philosophy and policy* 16 : 201-217.
- Guerrero, Alexander [2014] "Against elections: The lottocratic alternative", *Philosophy and Public Affairs* 42 : 135-178.
- Huemer, Michael [2013] *The problem of political authority*, Palgrave MacMillan.
- Kolodny, Niko [2014a] "Rule Over None I: What Justifies Democracy?", *Philosophy and Public Affairs* 42 : 195-229.
- Kolodny, Niko [2014b] "Rule over none II: social equality and the justification of democracy", *Philosophy and Public Affairs* 42 : 287-336.
- Landemore, Hélène [2012] *Democratic Reason: Politics, Collective Intelligence, and the Rule of the Many*, Princeton University Press.
- Lippert-Rasmussen, Kasper [2012] "Estlund on epistocracy: a critique", *Res Publica* 18 : 241-258.
- Lomasky, Loren and Brennan, Geoffrey [1993] *Democracy and decision: The pure theory of electoral preference*, Cambridge University Press.

- López-Guerra, Claudio [2014] *Democracy and disenfranchisement: The morality of electoral exclusions*, Oxford University Press.
- Mueller, Dennis et al [1972] "Representative democracy via random selection", *Public Choice* 12 : 57-68.
- Mulligan, Thomas [2017] "Plural voting for the twenty-first century", *The Philosophical Quarterly* 68 : 286-306.
- Pettit, Philip [1997] *Republicanism: a theory of freedom and government*, Oxford University Press.
- Pettit, Phillip [2012] *On the people's terms: a republican theory and model of democracy*, Cambridge University Press.
- Rawls, John [1999] *A Theory of Justice*, Harvard University Press; revised edition.
(川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論（改訂版）』、紀伊国屋書店、2010年。)
- Rawls, John [2005] *Political liberalism*, Columbia University Press.
- Saffon, Maria Paula, and Urbinati, Nadia [2013] "Procedural democracy, the bulwark of equal liberty", *Political Theory* 41 : 441-481.
- Saunders, Ben [2010] "Democracy, political equality, and majority rule", *Ethics* 21 : 148-177.
- Saunders, Ben [2012] "The democratic turnout 'problem'", *Political Studies* 60 : 306-320.
- Sharon, Assaf [2016] "Domination and the Rule of Law." in David Sobel, Peter Vallentyne, and Steven Wall (eds.) *Oxford Studies in Political Philosophy* 2, Oxford University Press, 128-155.
- Simmons, John [1981] *Moral principles and political obligations*, Princeton University Press.
- Simmons, John [2001] *Justification and legitimacy: Essays on rights and*

- obligations*, Cambridge University Press.
- Singer, Peter [1973] *Democracy and Disobedience*, Oxford University Press.
 - Stiliz, Anna [2019] *Territorial Sovereignty: A Philosophical Exploration*, Oxford University Press.
 - Valentini, Laura [2013] "Justice, disagreement and democracy", *British Journal of Political Science* 43 : 177-199.
 - Viehoff, Daniel [2011] "Debate: Procedure and outcome in the justification of authority", *Journal of Political Philosophy* 19 : 248-259.
 - Viehoff, Daniel [2014] "Democratic equality and political authority", *Philosophy and Public Affairs* 42 : 337-375.
 - Viehoff, Daniel [2017] "The Truth in Political Instrumentalism", *Proceedings of the Aristotelian Society*. 117 : 273-295.
 - Waldron, Jeremy [1999] *Law and Disagreement*, Oxford University Press.
 - Wall, Steven [2007] "Democracy and equality", *The Philosophical Quarterly* 57 : 416-438.
 - Zakaras, Alex [2010] "Lot and democratic representation: A modest proposal", *Constellations* 17 : 455-471.
 - 井上 彰 [2012] 「デモクラシーにおける自由と平等」、斎藤純一・田村哲樹編『アクセス デモクラシー論』、日本経済評論社、133-157 頁。
 - 小林 卓人 [2019] 「政治的決定手続きの価値」、『政治思想史研究』、第 19 号、238-269 頁。
 - ジェイムズ・フィッシュキン（曾根泰教監修・岩木貴子訳） [2011] 『人々の声が響き合うとき』、早川書房。
 - 瀧川 裕英 [2017] 『国家の哲学』、東京大学出版会。

付記：小川亮氏、田畑真一氏、發田颯虎氏、山口晃人氏、荻野琴氏、鈴木英

仁氏、福井駿平氏、三上航志氏からこの論文のドラフトに対して多くの有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

(ふくや ゆうすけ 京都大学 非常勤講師)